

本事業はモーターボート競走公益資金による(財)日本船舶振興会の補助金の交付を受けて実施したものである。

「国連海洋法条約に関する国内体制の調査研究事業」

事業報告書

# 新海洋秩序と海上保安法制

— 海外調査報告(ドイツ国境警備と海洋法) —

平成6年3月

財団法人 海上保安協会

## 平成4年度海外調査について

平成2年度から3ヶ年計画で実施する「国連海洋法条約に関する国内体制の調査研究事業」においては、海洋法条約検討委員会における調査研究に加え、諸外国における海洋法条約関連の法制度、判例等の現地調査及び関連資料の収集のため、海洋法条約検討委員会委員による海外調査を実施することとしており、平成4年度においては、主にドイツ連邦共和国における調査を実施した。

# ドイツ国境警備と海洋法

海上保安大学校

村上 曆 造

はじめに

1	ドイツ連邦国境警備隊の概要.....	1
1-1	連邦国境警備隊の任務	
1-2	連邦国境警備隊の組織	
1-3	連邦国境警備隊の権限――行政権限――	
2	連邦国境警備隊海上部隊.....	9
2-1	海上部隊の歴史	
2-2	海上部隊の組織及び勢力	
2-3	海上部隊の活動	
3	海洋法と国境警備（海上部隊の任務）.....	17
3-1	連邦国境警備法第6条	
3-2	内水	
3-3	領海	
3-4	追跡権	
3-5	公海	
3-6	大陸棚	
3-7	排他的経済水域・漁業水域	
3-8	海洋環境の保護	
	資料.....	38
4-1	連邦国境警備法	
4-2	連邦直接強制法	

調査日程

はじめに

このたび、海洋法条約検討委員会の海外調査の一環として、ドイツの連邦国境警備隊海上部隊の司令部を訪れた。司令官を始め担当官と話し合いをするとともに、その活動の一部を見学することができ、また関係資料を入手することができた。これを元にして、ドイツ連邦国境警備隊、特に海上部隊について紹介し、海上における執行権限行使に関する法律問題を検討しておくこととしたい。なお、本研究に用いた資料は、92年1月現在である。

## 1 ドイツ連邦国境警備隊の概要

### 1-1 連邦国境警備隊の任務

(1) ドイツ憲法であるボン基本法第73条第5号により、連邦は「国境警備 (Grenzschutz) について、専属的立法権を有する」。そして、ボン基本法第87条第1項第2文は、その連邦法執行のために、連邦は「連邦国境警備官庁(Bundesgrenzschutzbehörden)を設置することができる」と定めている。連邦国家であるドイツにおいては、憲法上、国境警備の事務はラントではなく、連邦の専属事務とされているわけである。そのための連邦法が「連邦国境警備法」(連邦国境警備に関する法律 Gesetz über den Bundesgrenzschutz; BGSG, Vom 18. August 1972 (BGBl I S.1834))である(資料4-1)。この法律は、ドイツの「連邦国境警備隊」(Bundesgrenzschutz; BGS)の任務と権限、組織、職員の服務、他官庁との関係などについて規定する。

(2) 連邦国境警備隊の任務は、本来、連邦領域の国境警察上の警備(国境警備)を行なうことにあり(§1(1) BGSG)、そのために設置されたものである。しかし、連邦国境警備隊の法律上の任務は、これに限られているわけではない。もともと、連邦行政組織のうちで、防衛のための軍隊を別にすれば、数少ない執行組織の一つである。したがって、連邦政府が防衛以外の領域でなんらかの執行措置をとる必要がある場合には、この連邦国境警備隊を使用するとされていることが多い。ラントの公共の安全と秩序の維持のためにラント警察を援助し、また自然災害に対しても援助を行なう(Art.35 GG)、また、国家の存立及び憲法秩序を維持するための緊急時の任務を与えられ(Art.91 GG)、更に、防衛時には、連邦政府は連邦の全領域に国境警備隊を配置することができる(Art.115f. GG)、これは軍事目的のためではなく、あくまでも警察目的をもって行うものとされている。

(3) 連邦国境警備法に規定されている具体的任務としては、次のものがある。

① 国境警備 Grenzschutz (§ 2 BGS)

国境警備の任務は、わが国の出入国管理に相当するパスポートコントロールの活動と、部隊組織による国境線の監視と取締の活動に分けられる。

② 鉄道警察上の任務 Bahnpolizeiliche Aufgaben (§ 2a BGS)

③ 航空保安任務 Luftsicherheitsaufgaben (§ 29c BGS)

この②及び③の任務は、それぞれ連邦鉄道警察及び連邦航空保安局によって実施されていたものであるが、1992.1.23の改正法で連邦国境警備隊の任務に導入された。1992.4.1から実施されている。

④ 連邦機関の警護 Schutz von Bundesorganen (§ 4 BGS)

⑤ 要人警護についての連邦刑事庁の支援 Unterstützung des BKA im Bereich Personenschutz (§ 4a BGS)

⑥ 自己施設の保護 Sicherung eigener Einrichtungen (§ 5 BGS)

⑦ 公海上の任務 Aufgaben auf Hoher See (§ 6 BGS)

⑧ ラント警察の支援 Unterstützung der Länderpolizeien (§ 9 BGS)

⑨ 緊急・防衛時の任務 Aufgaben im Notstands- und Verteidigungsfall (§ 3 BGS)

(4) 連邦国境警備法に規定されていないもの

- ① 外国公館の館内秩序業務の支援
- ② ルフトハンザ在外事務所警護の支援
- ③ ドイツ連邦議会の館内秩序業務の支援
- ④ 国連支援のための出動
- ⑤ 航空要員による航空救助基地の支援

(5) 国境警備の任務 —— 連邦国境警備隊の本来の任務 ——

ドイツの連邦国境警備隊の第一の任務は、国境警備にある。この法律において、「国境警備 (Grenzschutz)」とは、①国境の警察上の監視、②国境を通過する交通の警察上の規制(これには、a)国境を通過する書類の審査、b)国境での(人の)捕捉、c)連邦領域外にその原因を有する障害を除去し、危険を防止することが含まれる、③国境から30メートル幅の国境領域において、国境の秩序を侵害する障害を除去し、危険を防止すること、をいうとされている (§ 2 BGS)。ここで、「国境」(Grenz)とは、ドイツの主権を有する領域のすべての境界線を意味する。したがって、領土、領海の境界線であるとされている。接続水域、大陸棚の境界は含まれない。そして、ここでいう「監視」とは、国境における公共の安全・秩序に

対する危険又は障害を発見し、必要な措置をとるために、陸上・海上・上空を、巡視船や監視所から国境を観察することとされている。

国境警備の性格としては、次のように説明されている。まず、①連邦領域の国境警察上の警備である。つまり、公共の安全と秩序の維持を目的とする警察上の任務であって、軍事上の任務とは区別されている。②その保護対象は、全連邦領域であって、国境領域だけが保護対象とされているわけではない。③連邦領域一般の公共の安全・秩序の維持を任務とするのではなく、連邦領域外から連邦領域に関して、国境を通過して連邦領域に侵入する危険又は国境の特殊な状況を利用してそれ以外の連邦領域に影響を及ぼす危険を防止することを任務とする。つまり、国境外から又は国境に関して連邦領域に生じる危険を防止することを任務としている。ただし、④国境警察上の警備であっても、税関等が行なうものは除かれる (A.Einwig & G.Schoen, Bundesgrenzschutzgesetz Kommentar, § 1 p.59ff. (1973))。

#### (6) 服務義務と戦闘体制 (部隊組織)

1969.1.13の兵役義務法(Wehrpflichtgesetz)改正により、服務義務(兵役義務)が国境警備業務に導入されている。この国境警備服務義務については § 49BGSBG以下が規定している。警察組織にとって、この服務義務は問題のあることが指摘されている。服務義務が、警察任務のための専門教育と両立しえないとの見解である。さらに、1965年に導入された連邦国境警備隊の戦闘体制(Kombattentstatus)の問題がある。これについては § 64BGSBGが規定している。政府の説明によれば、戦闘体制をとらせることは、国境警備隊員を保護するためであり、武力紛争時においても国境警備隊の警察としての任務に変わりはないとされている。警察任務達成のため、武器による軍事攻撃から防衛することも必要とされるわけであるが、このように警察任務と軍事任務の区別ができるかどうか問題と指摘されている(Drews/ Wacke/ Vogel/ Martens, Gefahrenabwehr I s.29)。

#### 1-2 連邦国境警備隊の組織

(1) 連邦国境警備隊は連邦の警察であり、連邦内務省に所属し、連邦内務大臣の指揮監督に服する組織である (§ 42(1) BGSBG)。防衛時にも出動することとされているが、その場合にも警察たる性格を失うものではなく、警察上の権限を行使するものとされている。

これらの任務を遂行するために、連邦国境警備隊は、地方に、中級官庁として、①国境警備監督局 (Grenzschutzpräsidien)、②国境警備管理局 (Grenzschutzdirektion) を配置し、また、下級官庁として、③国境警備署 (Grenzschutzamt) 及び④鉄道警備署 (Bahnpolizeiamt) を有している。更に、その下部組織として、国境監視所 (Grenzschutzstelle) が配置されている (§

43 BGSG)。なお、国境警備監督局の下に、部隊組織が配置され、それには「海上部隊」(BGS-See)、及びテロ対策部隊としてのいわゆる「Grenzschutzgruppe(GSG)9」も含まれている。1992.6.30日現在、36500名の職員(警察執行官吏、行政官吏、雇用人、労働者)を擁している。

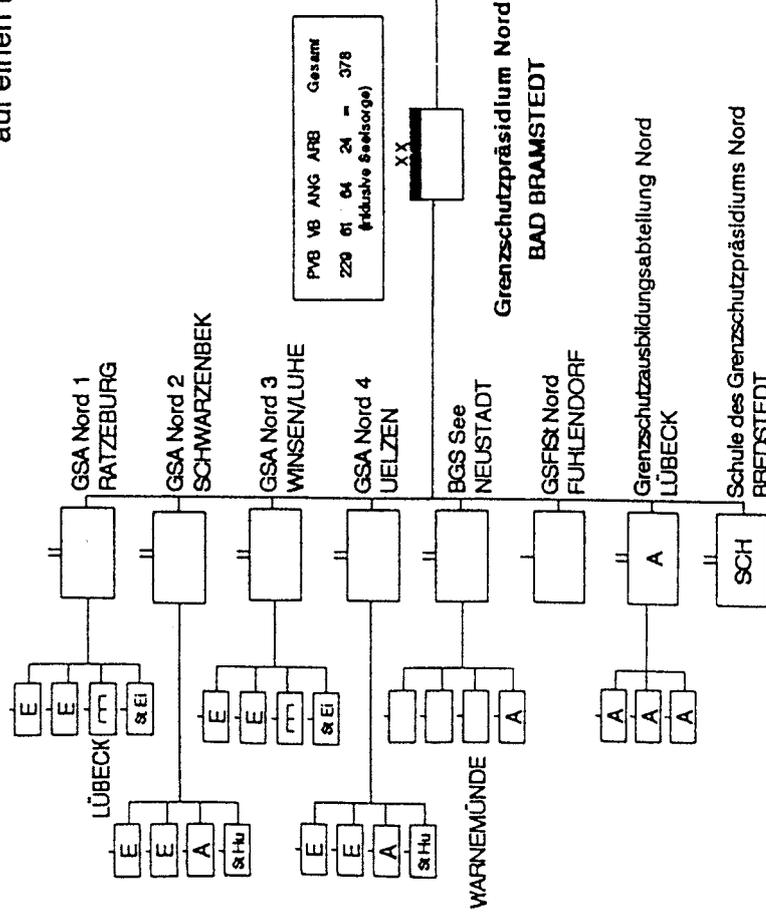
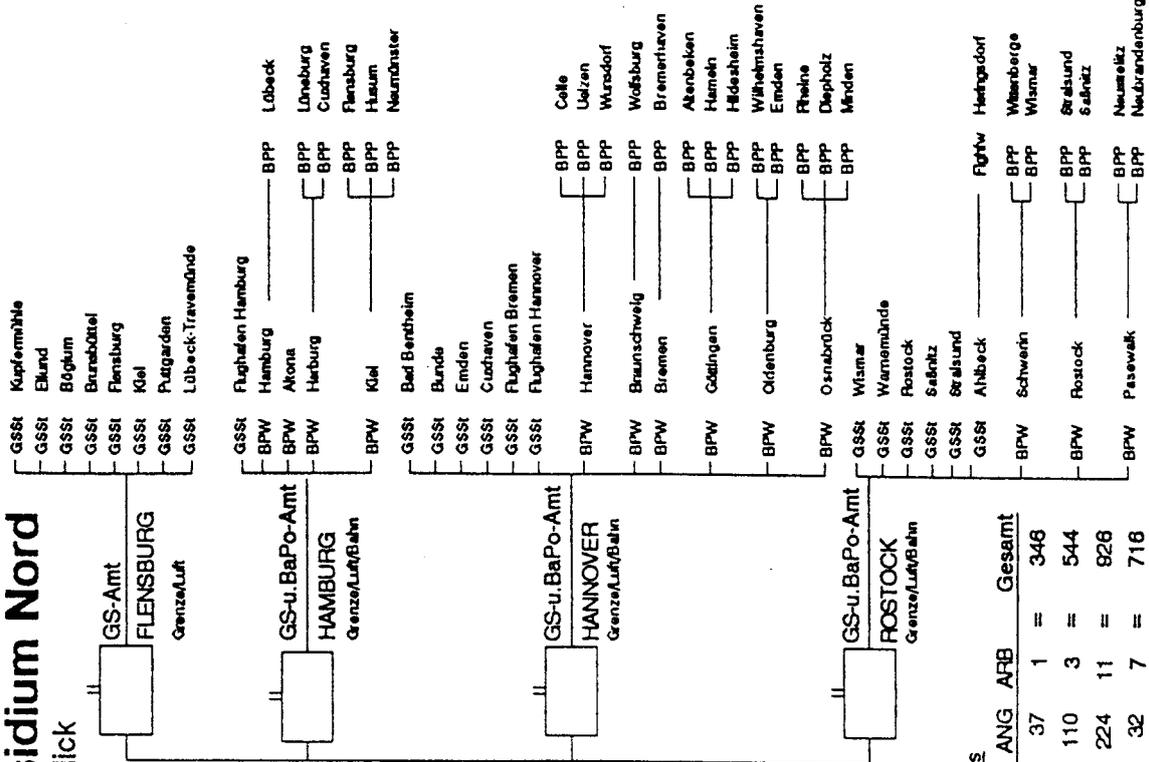
(2) 地方支分部局(中級官庁)

- ① 北部国境警備監督局 Grenzschutzpräsidium Nord  
所在地 バード・ブラムステッド(Bad Bramstedt) 職員数 6936名  
担当区域 北部ドイツ5州 なお、「海上部隊」はここに属している。
- ② 東部国境警備監督局 Grenzschutzpräsidium Ost  
所在地 ベルリン(Berlin)  
担当区域 Berlin, Brandenburg, Sachsen,
- ③ 中部国境警備監督局 Grenzschutzpräsidium Mitte  
所在地 カッセル(Kassel)  
担当区域 Hessen, Thuringen, Sachsen-Anhalt,
- ④ 南部国境警備監督局 Grenzschutzpräsidium Sud  
所在地 ミュンヘン(Munchen)  
担当区域 Baden-Wurttemberg, Bayern,
- ⑤ 西部国境警備監督局 Grenzschutzpräsidium West  
所在地 ボン(Bonn)  
担当区域 Nordrhein-Westfalen, Rheinland-Pfalz, Saarland,
- ⑥ 国境警備管理局 Grenzschutzdirektion  
所在地 コブレンツ(Koblenz)  
任務 連邦国境警備隊の出入国管理事務
- ⑦ 国境警備学校 Grenzschutzschule  
所在地 リュベック(Lubeck)  
任務 国境警備隊の中央教育・研修施設

(3) 北部国境警備監督局 Grenzschutzpräsidium Nord

# Grenzschutzpräsidium Nord

auf einen Blick



PVB VB ANG ARB Gesamt  
229 61 04 24 = 378  
(inklusive Seelsorge)

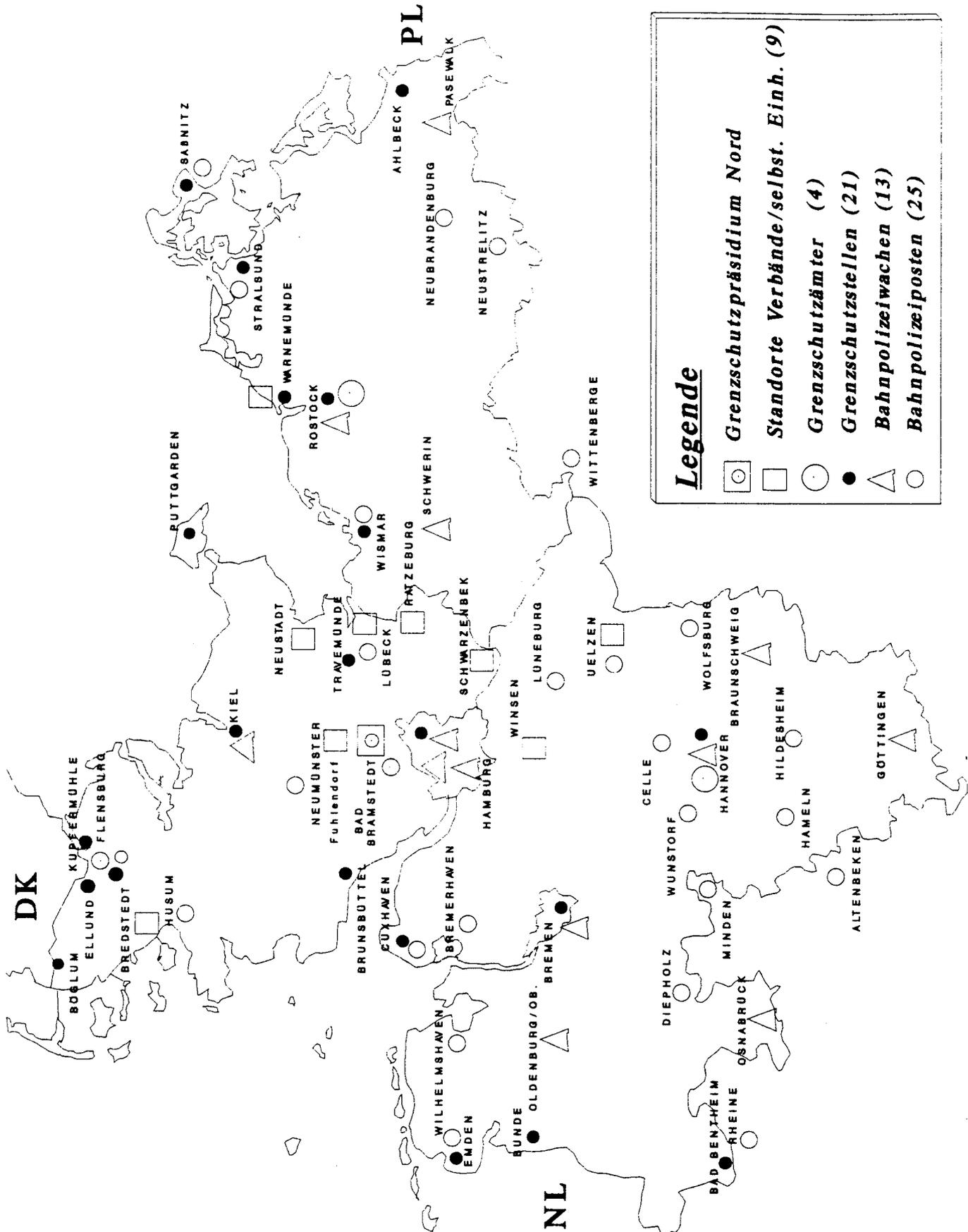
XX

**Personalstärken Gesamt: 6.936**

Personalstärken der Verbände		PVB	VB	ANG	ARB	Gesamt
GSA Nord 1		525	14	15	31	= 585
GSA Nord 2		648	16	13	27	= 704
GSA Nord 3		525	14	15	31	= 585
GSA Nord 4		648	16	13	27	= 704
BGS See		580	15	24	42	= 661
GSFSt Nord		84	-	-	-	= 84
GS Ausb. Nord		474	17	27	30	= 548
Schule des GSP Nord		49	17	28	61	= 155
		3533	109	135	249	= 4028

Personalstärken des Einzeldienstes		PVB	VB	ANG	ARB	Gesamt
GS-Amt Fl.		301	7	37	1	= 346
GS-u.BaPo-Amt HH		416	15	110	3	= 544
GS-u.BaPo-Amt H		673	18	224	11	= 926
GS-u.BaPo-Amt HfRO		659	18	32	7	= 716
		2049	58	403	22	= 2532



### 1-3 連邦国境警備隊の権限——行政権限——

#### (1) 一般的授權規定

連邦国境警備法第10条（一般的授權）は、次のように規定する。「(1) 連邦国境警備隊は、第1条から第6条に基づいて、自己の任務を遂行するため、忠実な裁量（das pflichtgemäße Ermessen）に従って必要な措置をとることができる。特に、本章（第10条—第33条）に定める権限を有する。(2) 他の連邦法令に定められた権限を遂行するため、連邦国境警備隊は本法に基づく権限を有する。ただし、他の法令が同一又は別の規定を有する場合を除く。（以下、略）」ドイツでは、このような一般的授權規定（概括条項）によって、具体的措置の根拠を与えることができるとされており、同法第17条以下に規定されている具体的権限はその例示としての性格を有することになる。また、前述のように、連邦国境警備隊は「国境警備」の任務以外に、憲法・法令に基づく任務及び他の行政官庁の任務の執行を行なうこととされているが、法第10条第2項に規定されているように、それらの場合にも、この法律に定める権限を行使することができることとされている。その意味では、この連邦国境警備法に定める権限は、連邦国境警備隊の一般的職務執行法たる性格を持つものと言うことができよう。

#### (2) 具体的権限

連邦国境警備隊の具体的な権限として、連邦国境警備法に定められているものは、停止（§ 17）、召喚（§ 18）、鑑識（§ 19）、留置（§ 20）、身体検査（§ 23）、物品検査（§ 24）、住居への立入・検査（§ 25）、領置（§ 27）、差押（§ 29）、没収・換価（§ 31）その他特別の権限である。これらの権限を概観すると、いずれも行政上、とりわけ警察上の権限として規定されているもので、刑事手続とは無関係である。ただし、主として陸上における権限行使を念頭において定められたものである。

#### (3) 直接強制の権限

連邦国境警備隊の執行官吏の物理的実力行使及び武器の使用といった強制措置について定めているのは、「連邦執行官吏の公権力行使における直接強制に関する法律（Gesetz über den unmittelbaren Zwang bei Ausübung öffentlicher Gewalt durch Vollzugsbeamte des Bundes; UZwG, Vom 10 März 1961 (BGBl.I S.165)）」（いわゆる「直接強制法」）である（資料4-2）。この法律は、連邦警察官吏法に定める警察執行官吏（連邦国境警備隊、連邦刑事庁などの執行官吏）、税関官吏、連邦鉄道官吏、連邦水・船舶航行行政の官吏、検察補助官といった連邦官吏であって、実力行使を伴う執行任務にあたるものが、その職務執行を行なう際の強制措置権限を一般的に規定したものである（§ 6 UZwG）。連邦国境警備隊の一定の官吏はここに

いう「連邦の警察執行官吏」の身分が与えられている（§ 47 BGSg）。

具体的な直接強制権限としては、直接強制法の 8 条から 14 条に規定がおかれている。執行官吏は、自己の監視下にある者が攻撃し、抵抗し、又は逃走しようとする時は、これを拘禁することができる（§ 8 UZwG）。射撃用武器の身体に対する使用は、①犯罪（重罪又は武器等を使用する軽罪）を防止するため、②①の犯罪を犯した犯人の逃走を防止するため、③留置・拘束中の者の逃走を防止するため、④拘束中の者を逃走させようとする者の行為を防止するため、に限られている（§ 10 UZwG）。射撃用武器の使用は、事前に「警告」する必要があると共に、他の措置が効果のない場合に限ることとされ、身体に対する使用は、物に対する使用では目的が達成されない場合に限って許される（§ 12,13 UZwG）。

なお、国境事務（Grenzdienst）における武器の使用については、特に 1 カ条が設けられている。「停止命令、又は身体・乗物・物件の検査命令を免れて逃走を企てる者に対しても、射撃用武器を使用することができる。口頭による命令が理解されないと認めるときは、これに代えて、警告射撃を行なうことができる」（§ 11(1) UZwG）。この規定は、主として国境警備隊が行なう国境事務では、人及び物の停止・検査という措置が中心であることに鑑み、その実効性を確保するために特に射撃用武器の使用を認めたものである。通常射撃用武器の使用が、主として犯罪及びそれに関する留置・拘束との関係に限って認められているのに対して、国境事務にあつては、犯罪とは無関係な目的で武器の使用を認めており、国境事務の特例を定めたものといえることができる。

## 2 連邦国境警備隊海上部隊

### 2-1 海上部隊の歴史

(1) 1951年に、海上国境警備部隊は創設された。しかし、それは、五年後の1956年に連邦海軍の創設に伴って、1200名の官吏とすべての船艇及び技術施設と共に連邦海軍に吸収されてしまった。

これにより、ドイツ連邦共和国の領海の監視に関して（特に、バルト海の領域について）、安全上の空白が生じた。そこで、西ドイツの国境警察上及び国際法上の諸任務を海上で執行しうる連邦警察の必要性が改めて認識され、1964年8月に、連邦国境警備隊海上部隊が創設された。司令部の場所は、バルト海に面したホルシュタイン州ノイシュタット(Neustadt)のヴァイスベルグに決められた。

(2) その後の体制は、次のとおり整備されてきた。

1965年 7月 4隻の海軍からの借上げボートBG1～BG4によって、バルト海西部の国境パトロールを開始。

1968年11月 沿岸部隊を創設

1970年 8月 4隻のボートBG11～BG14が就役、第一船隊を構成する。

1971年 2月 第二船隊の4隻BG15～BG18が就役。

1976年12月 砕氷船BG5就役。

1978年 6月 2隻のパトロールボートBG6及びBG7が海軍から移籍を受ける。

1978年12月 北海のパトロールを開始。

1982年 7月 公海上における船舶航行警察及環境保護の任務が付与される。

1989年 5月 北海用ボートBG21"Bredestedt"就役

1992年 4月 第三船隊（東部船隊）を創設、〔旧〕東ドイツ海域のパトロールを開始。

### 2-2 海上部隊の組織及び勢力

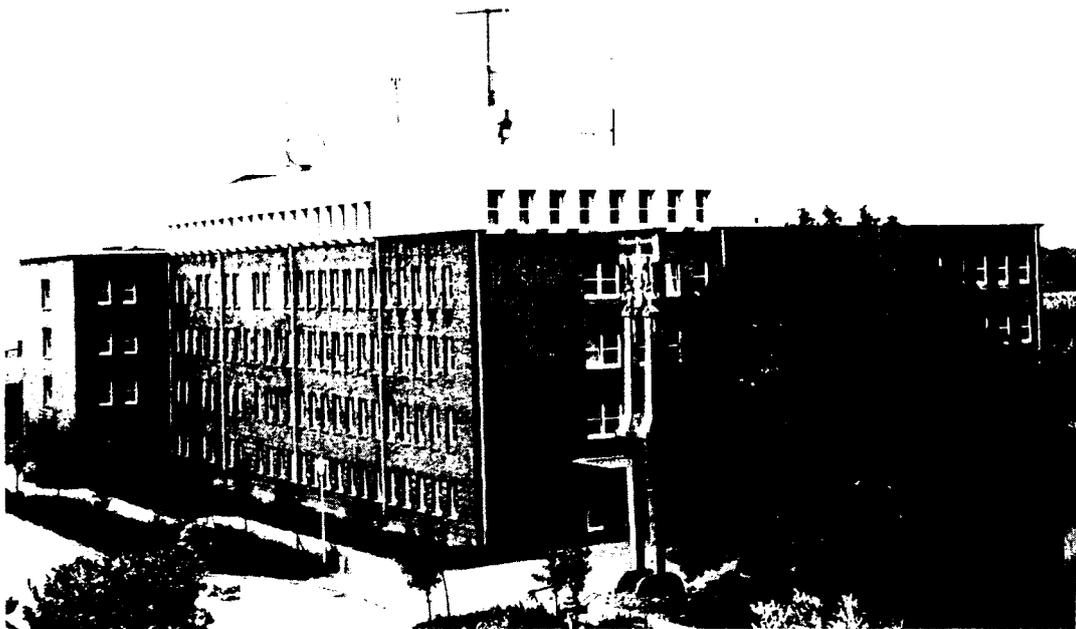
(1) 連邦国境警備隊海上部隊は、今日では、その司令部の指揮の下に、第一船隊第二船隊及び第三船隊（東部船隊）、司令部付属教育艇隊及び陸上配置隊（KuEH）がある。職員の内訳は、警察執行官吏580名、執行官吏15名、労働者24名、雇用者42名、計661名である。

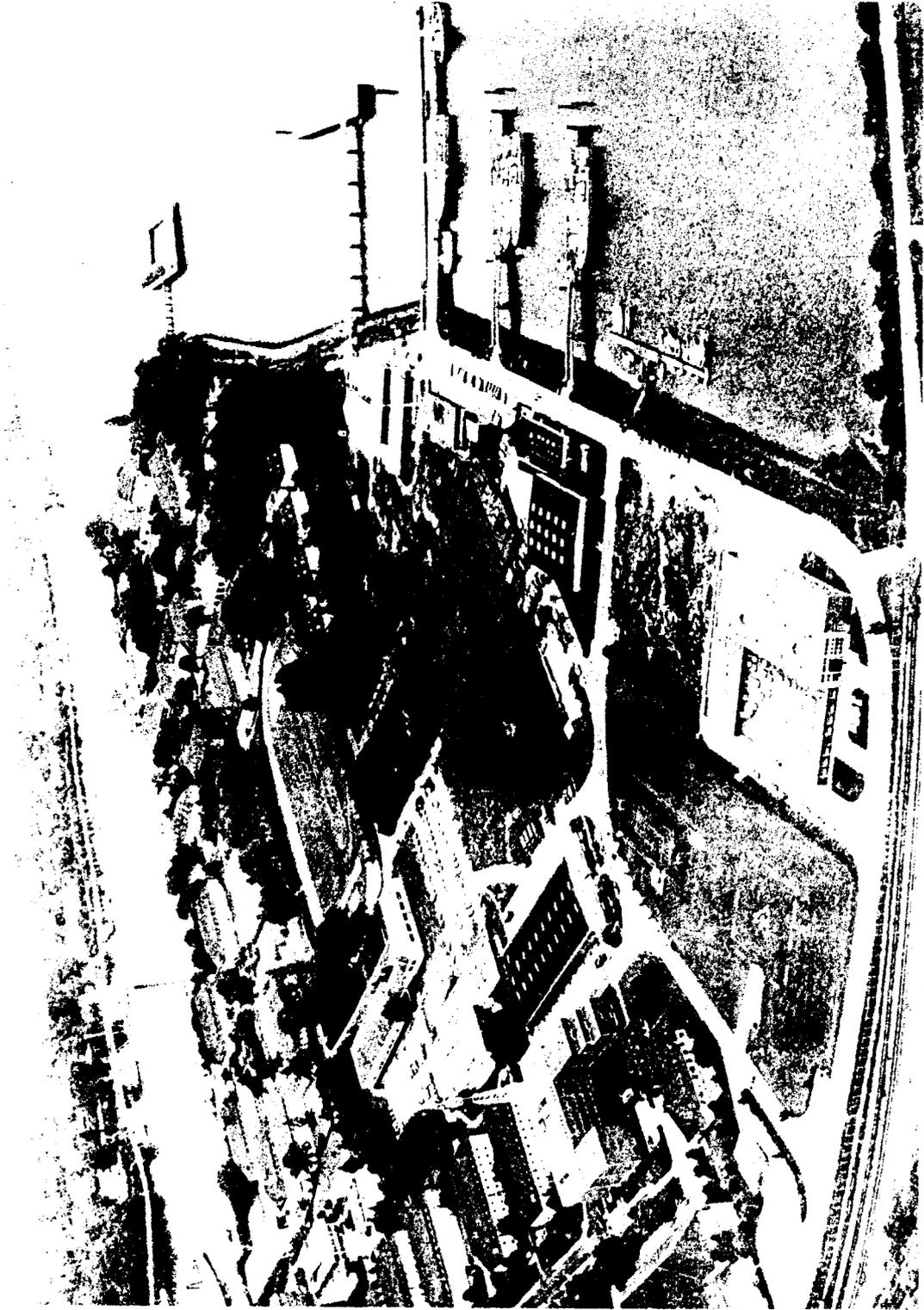
連邦国境警備隊海上部隊の司令部の中には、司令官及び副司令官が指揮し運用するいくつかの専門班がある。運用班、組織班、安全班及び船員・航海班、並びに技術班、補給班、通信業務班、k f z業務班、武器業務班及び衛生業務班である。

連邦国境警備隊海上部隊の海上任務は、三つの船隊によって実施される。全体で9隻のパトロールボートと18組の乗組員（一組が船長を含む20名ないし22名）から成り立っている。このパトロールボートの名前は、連邦国境警備隊の基地の地名である。

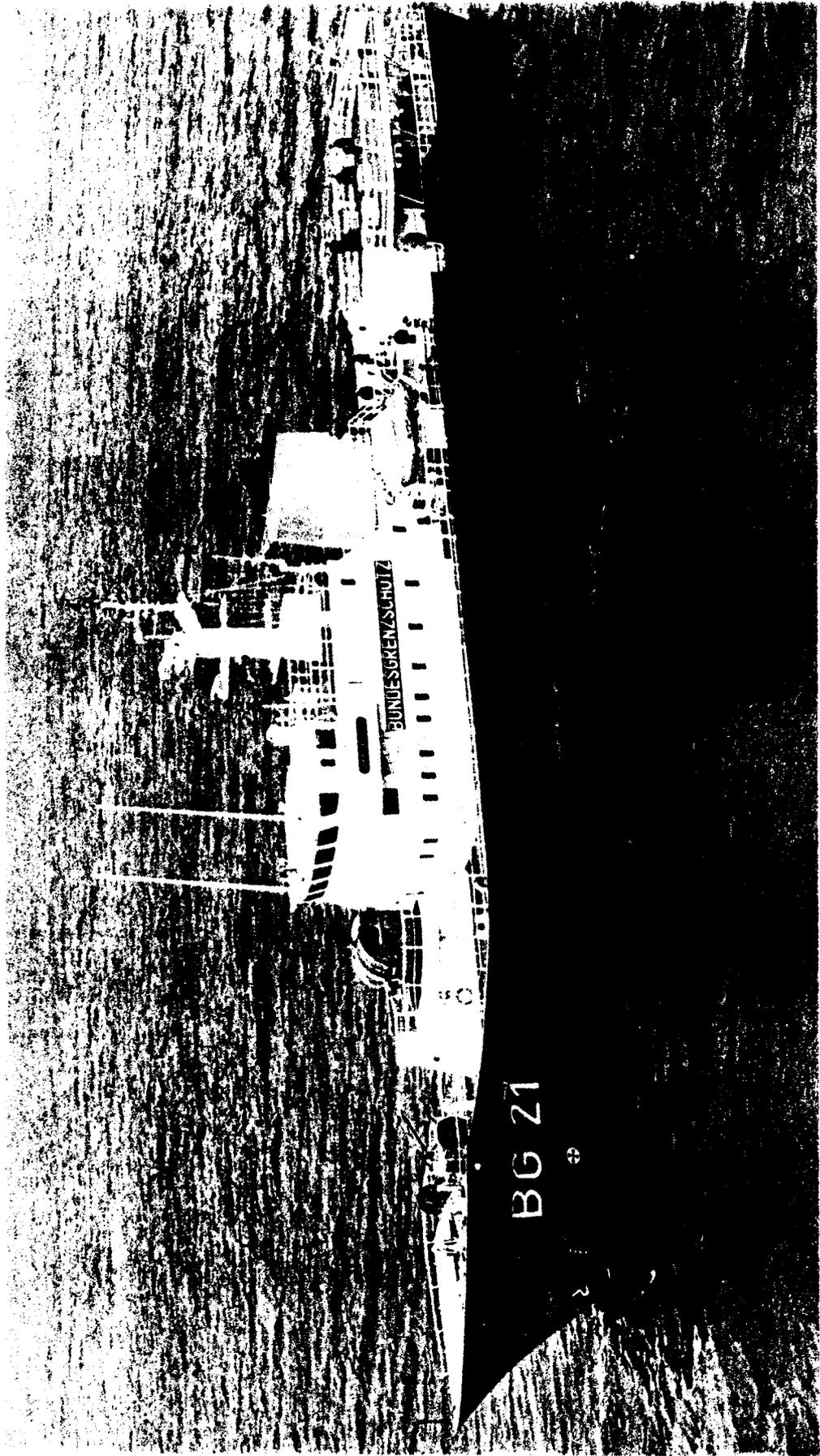
BG 1 1	ノイシュタット
BG 1 2	バード・ブラムステッド
BG 1 3	ブエルツェン
BG 1 4	デューデルシュタット
BG 1 5	エシュベーク
BG 1 6	アルスフェルト
BG 1 7	バイロイト
BG 1 8	ローゼンハイム
BG 2 1	ブレドステッド

(連邦国境警備隊海上部隊司令部の建物)





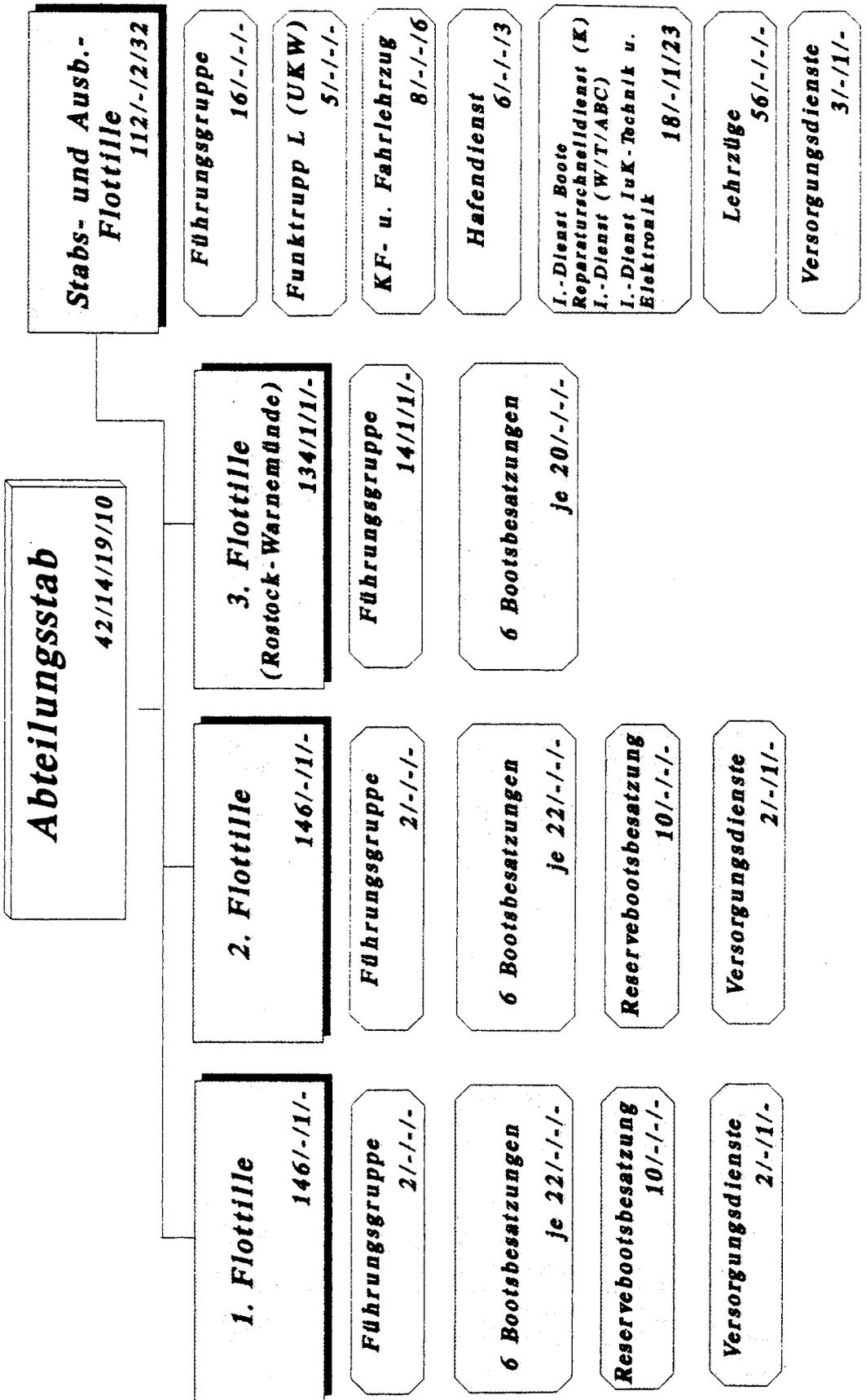
(連邦国境警備隊海上部隊の敷地全景)



(連邦国境警備隊海上部隊のボート「ブレドステッド」号)

# Bundesgrenzschutz See NEUSTADT

PVB / VB / ANG / ARB
580 15 24 42



(2) パトロールボートの要目

	BG11～BG18 (1970/71)	BG21 (1989)
全長	38.5m	65.4m
幅	7.0m	9.2m
吃水	2.4m	3.2m
排水量	218トン	673トン
乗組員	24名	17名
航続距離	約450カイリ	約2000カイリ
主機	diesel 2*2650Kw(3600PS)	diesel 1*6120Kw(8323PS)
航海速力	27ノット	20ノット
最高速力	31ノット	25ノット
主電動機	1*504Kw(685PS)	2*320Kw(435PS)
最高速力	11ノット	12ノット

2-3 海上部隊の活動

(1) 連邦国境警備隊海上部隊は、北部国境警備監督局 (Grenzschutzpräsidium Nord) に属しており、その任務は、連邦国境警備法及びその他の国内法及び国際法から生じる。個別的に見れば、連邦国境警備隊海上部隊は、次の任務を遂行する。

- ① 北海・バルト海においてドイツ連邦共和国の海上国境を監視し、警察上の警備を行うこと
- ② ドイツの海上航行を法違反から保護（警備）すること
- ③ ドイツの大陸棚において、犯罪行為を監視し、訴追すること
- ④ 公海上での船舶航行警察上の任務
- ⑤ 環境犯罪行為及び海洋汚染行為の訴追

(2) バルト海

パトロールボートにより、単独に又は船隊により、バルト海において領海の国境警察上の監視活動を行う。ここでの実施上の問題点は、海上国境である。(旧)東ドイツは、1985年1月1日から、領海を12カイリに拡大し、それに伴う制限をかけた。これにより、過去に多くの国境線における紛争が生じた。(旧)東ドイツは、国際的に一般に認められた領海の無害

通航を受け入れずに、ドイツ民主共和国が定めた船舶航路帯以外の航路をとってその領海に入ることを「法律違反の国境通過」と位置付けた。これによって、関係船舶の船長一特にレジューボートの運航者一は、(旧)東ドイツ国境当局により、長時間にわたる規制、検査、捜索を受け、過料そして一時的拘禁を受けることとなった。

現在は、(旧)西ドイツ部分の領海は3カイリ、(旧)東ドイツ部分の領海は12カイリのままであり、近年に統一される予定である。EC内の国境通過に伴うチェックは廃止されている。しかし、北欧はEC未加入であり、これらの国からの密入国は増える傾向にあり、これに対する監視を強化している。

### (3) 北海

ドイツ湾においては、相当量の船舶が航行しているため、北海での任務実施の重点は、環境犯罪行為の訴追及び船舶航行警察上の規定遵守の監視である。1982年の船舶航行任務委任規則によって、連邦国境警備隊には船舶航行警察上の任務が委任されている。それは、特に、1973年の船舶による海洋の汚染を防止するための国際条約(MARPOL)に基づく任務が含まれる。それ以来、連邦国境警備隊海上部隊は、特にこの船舶航行警察上の任務を遂行している。

ドイツの大陸棚(領海外の公海上)では、連邦国境警備隊海上部隊は、本来の警察上の執行権限を有する国家の執行機関である。連邦国境警備隊海上部隊は、特に、環境犯罪行為の訴追について権限を有している。

連邦国境警備隊海上部隊の新しいパトロールボートの配属により、北海では2隻が稼働している。その活動は、場合により、連邦国境警備隊の沿岸飛行隊のヘリコプターと共同で行われる。

環境法令違反を発見した場合、連邦国境警備隊海上部隊は、警察上の捜査及び証拠保全に必要な範囲内で、強制によって、関係船舶の水質その他の検査をおこなう。ドイツ水路協会によるこの検査の分析結果及び油汚染のビデオ記録、油記録簿の記載及び謄本、乗組員の尋問調書が、検察官に送致する際の根拠となる。

### (4) 具体的な事件例

#### (国境関係出動)

- ① 1991.3.2 スウェーデン漁船が、船倉を改造して20-30名の亡命者を積んで航行しているとの容疑につき、これを監視した。
- ② 1989.9.18 10名の密航者(ベトナム人)を積んだ船舶を追跡、捕捉してハンブルグ市に

引き渡した。10名のベトナム人は亡命を申請したが、その船主は4万DMの処罰を受けた。

(公海上の出動)

③ 1989.11.3-5 鉱物探査船ベガサス号の麻薬運搬容疑について、スコットランド東方海上でオランダフリゲート艦から引き継いで監視し、連邦刑事庁の職務援助として、これを拘束した。1200kgのマリファナをウィルヘルムス・ハーフェン向け運送中であった。

④ 1991.2.26 スウェーデン警察からの情報により、客船ニルス・ホルゲソン号に対する爆破脅迫について、これを監視した。

(環境保護関連出動)

⑤ 1991.2.21 ロストック沖合海上で、巡視船が幅50m、長さ2マイルの海水汚染を発見した。リベリアのアストロン号を容疑船として船内捜索を実施、起訴した。12000US\$の保証金で釈放された。

⑥ 1991.3.19 ヘルゴランド北西10マイルの海上で、長さ500m、幅100mの重油による汚染発見、RoRo船アストリア号を容疑船として、ノルウェー警察に職務援助を要請した。ベルゲン港にて資料採取し、分析したが、両者の採取資料は一致しなかった。

(船舶航行関連出動)

⑦ 1989.7.18 積荷の有毒物事故により、船体放棄に至ったため、連邦国境警備隊巡視船により、保護、監視した。

⑧ 1990.9.22/23 アメリカのロケット輸送に伴って、領海及び大陸棚における護衛を実施した。

⑨ 1990.8.21 ジルト島西方40マイルの海上で、掘削施設"WEST GAMMA"の危険残骸を監視、撤去が行われた。

⑩ 1990.12.19 ポーランド貨物船が避航義務に違反したため、送致した。

⑪ 1990.11.25 三隻のデンマーク漁船が一方通行航路上にて操業したため、移動を指示するとともに、送致した。

(連邦鉱山法関連出動)

⑫ 1991.5.14 バルト海大陸棚上において調査活動に対する許可が拒否されたにもかかわらず、調査船がこれを実施する恐れがあったために、その運航及び活動を監視した。

(救助関連出動)

⑬ 1991.3.14 デンマーク客船DRONNING MARGARETHE号とノルウェーRoRo船が衝突、連邦国境警備隊巡視船により、消火、救助活動を行った。

### 3 海洋法と国境警備（海上国境警備隊の任務）

#### 3-1 連邦国境警備法第6条

(1) 連邦国境警備法の規定のうち、海上における任務について定めているのは、第6条である。次のとおり規定している。

##### 第6条 公海上の任務

連邦国境警備隊は、公海上において、軍隊、他の官庁又は官署の権限とは関係なく、ドイツ連邦共和国が国際法に基づいて権限を有する措置をとることができる。ただし、連邦法令により、他の官庁又は官署に割当てられた措置又は軍艦のみに留保されている措置は除く。

ここで、「公海」とは、公海条約1条に定めるとおり、国家の領海又は内水にふくまれない海洋のすべての部分であることから、接続水域、大陸棚の海域も、本条でいう「公海」の一部と解されている。ただし、大陸棚における措置については、別に大陸棚法がある。

この規定が連邦国境警備隊に付与した公海上の任務は、国境線である領海の境界線から外側の公海上において執行措置をとることである。本来の意味での「国境警備」に含まれる任務ではない。国境警備とはむしろ異質な任務と言えるが、西ドイツでは公海上における措置のために独自の組織を設けることをせず、国境警備隊に、その執行任務を付与したものである。この規定に基づき国境警備隊がとることのできる措置は、ドイツ国内法の実施とは関連づけて規定されていないことに注目すべきである。条約はその執行に関する国内的な組織及び方法を国内法に委ねていることが多く、またそれを受けたドイツの批准法律(Ratifizierungsgesetz)を見ても、条約を実施する国内での組織及び方法を規定していないことが多い。国際法上、ドイツが公海上で措置をとる権限を有することとされている場合には、その権限行使を行なう国内法上の組織として、一般的に「連邦国境警備隊」を指定したものである。従って、国際法上の執行措置の権限を受けた国内法がない場合には、この第6条の規定に基づいて、国境警備隊が直接に国際法上の権限を行使できる途を開いていることになる。

#### (2) 国際条約との関係

この規定は、公海上でとることができる具体的な措置を列挙することはしなかった。法文上、「ドイツ連邦共和国が国際法に基づいて権限を有する措置をとる」と定めている。これは、具体的措置の中味を、その時点における国際法にゆだねたものである。従って、海洋法に関する国際条約が重要な意味を持つことになる。特に、1930年国際連盟のハーグ国際法典

編纂会議及び1958年と1960年のジュネーブにおける両者の国際連合の海洋法会議において成立した「領海・接続水域条約」、「公海条約」（ドイツ連邦共和国は1972. 9. 21の批准法律によって、明示的に加入しているのはこの条約だけである）、「漁業・生物資源保護条約」及び「大陸棚条約」である。しかし、これら諸条約は、現行の国際法を含んでおり、たとえ、個々の場合に、ドイツ連邦共和国が批准していなくとも、第6条の解釈に際しては、考慮されるべきものである。

さらに、1982年海洋法条約が採択されているが、これは、現行の海洋法を広範囲に法典化したもので、この海洋法条約の内容は、第6条の適用に際し考慮しないわけにはいかない。それが法的に拘束力を有していると否とを問わず、すでに広範に今日の国際法の実行（Praxis）と見なければならぬからであるとされている。

### (3) BGSの所掌権限

この第6条第1項は、連邦国境警備隊の所掌権限を定めている。したがって、それは海上部隊（BGS See in NeuStadt/Schleswig - Holstein）の権限ではなく、行政官庁Grenzschutz”（連邦国境警備隊法第43条第1項第1a号以下、連邦国境警備官庁の地域管轄に関する命令第1条第1項第5号）の権限である。したがって、海上部隊は固有の権根を有するのではなく、それが行った措置は行政官庁、つまり、GSK Küsteに帰属する。

公海上の措置については、連邦の法規命令（すなわち、法律及び命令によるものであって、単なる行政規則によるものではない。）によって、他の官庁又は官署に専属的に割り当てられたもの及び軍艦に留保されているものがその任務から除外されている（第6条第2項）。たとえば、ドイツ水路協会（Hamburg）、連邦水・船舶航行行政庁、海上船員同盟、ジャーマンロイド及び漁業保護の領域において、この種の特別規定がある。

### 3-2 内水（Eingengewasser）

この場所には、沿岸国の主権、つまりドイツ連邦共和国の関税高権、警察高権そして裁判高権が存在する。したがって、この水域は、必要な場合、船舶通航を禁止することができる。これに含まれるのは、内陸水（河川、湖沼、運河、港）及びその沿岸か国家領域である海事固有水域（河口、湾、内海、海港、干潟）及び、一一湾入にあつては相対する距離が24海里以下であるもの、である（参照、領海条約第7条第4項）。外国船舶がこの内水に入った場合、同船舶内のすべての事項は、一般国際法に従って、沿岸国の法に服せしめることができる。例外は、高権任務を有する船舶、軍艦、警察船舶及び税関船舶、国のヨット、検疫船、調査船及び漁業保護船舶の場合である。

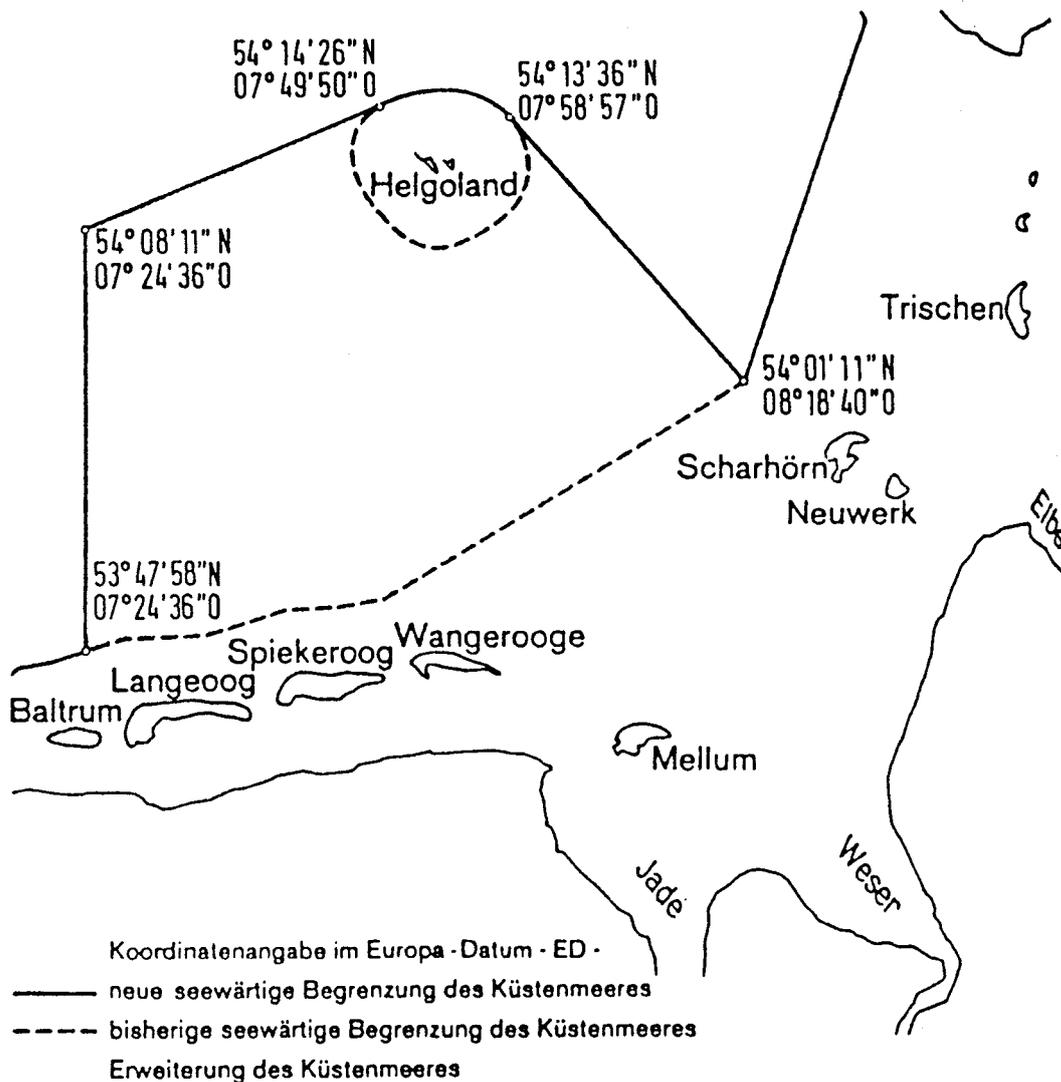
内水では、第6条に基づく任務は除外され、第1条以下に基づく権限が問題となる。

### 3-3 領海 (Küstenmeer)

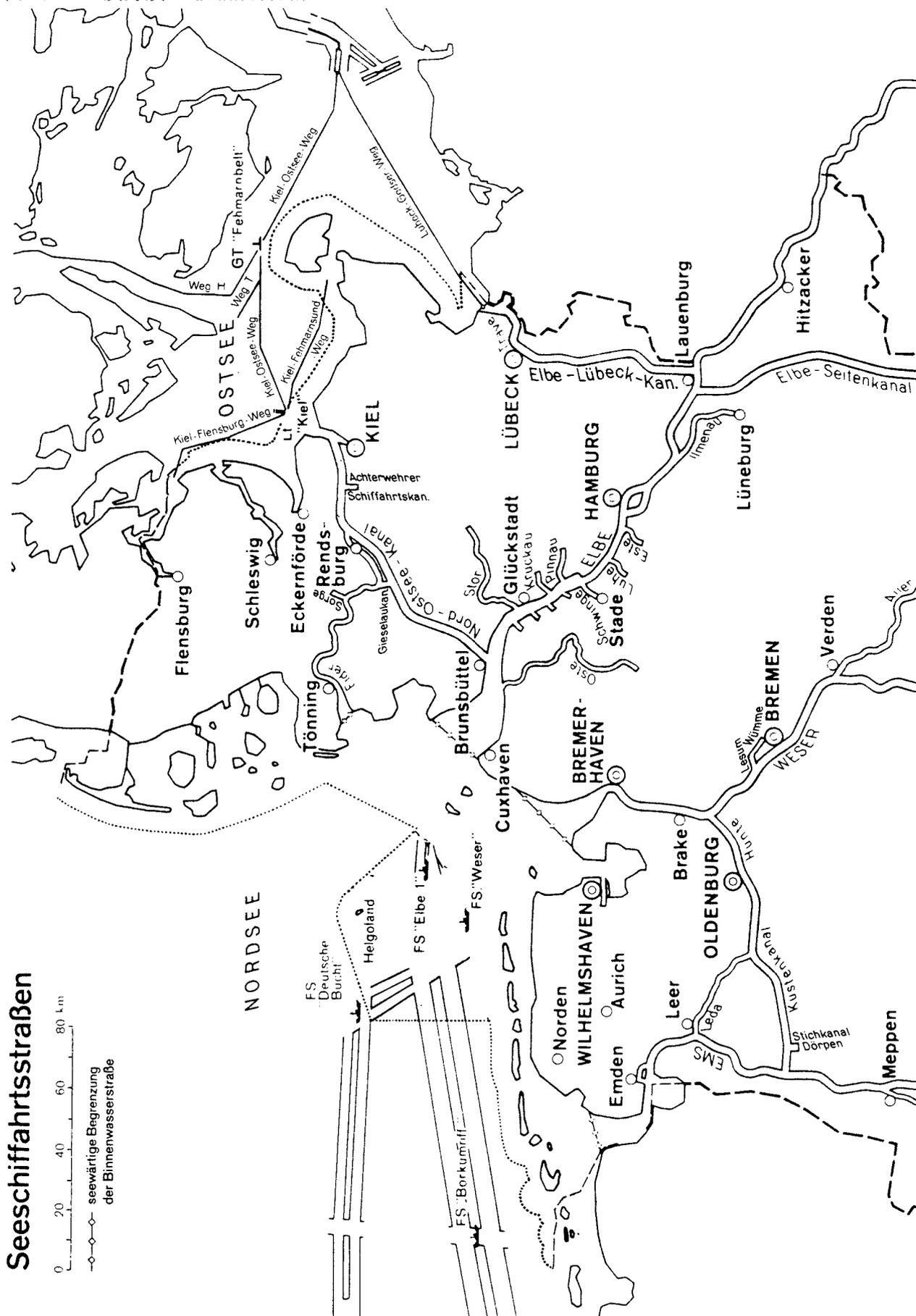
#### (1) ドイツの領海

ドイツにおいては、(旧)西ドイツのときから、領海の幅は歴史的な3カイリを標準としてきた。現在、多くの国が領海を12カイリに設定しているが、ドイツでは、現在も原則として3カイリ領海を維持している。領海基線には、通常基線と直接基線とがある。通常基線は低潮時の水際線であるが、バルト海では潮の干満がないため中間水際線 (Mittlere Wasserstandslinie) を採用している。北海の側には、沖合に「東及び北フリース諸島」が展開しているために、これらの島々の前面に直線基線を引いている。

(ドイツの領海—北海部分)



(ドイツの領海及び船舶航行路)



(2) (旧)西ドイツは、1984年11月12日に、ドイツ湾におけるタンカー事故を防止するため、北海における領海拡大に関する連邦政府のデクレを発した。内容は次のとおりである。「ドイツ連邦共和国の領海は、タンカー事故並びにドイツ湾の海域及び海岸線の油による汚染の危険に対して適切な措置をとることができるようにするため、北海に拡大される。拡大後のドイツ連邦共和国の領海の外側境界線は、次のとおりである。」そして、このデクレは、1985年3月16日から施行された。

ドイツの北海における領海は、直線基線の外側3カイリに設定されていた。しかし、北海沿岸に巨大タンカーが通航するのに対して、3カイリ領海外の公海上に事故防止のための有効な航行規制をかけることができないため、領海を部分的に拡大し、そこで国内法で定める航行規制（海上船舶航行路規則の特別規則の適用）を行うことができるようにしたものである。その限りで、1972年国際海上衝突予防規則の適用を一部除外するという措置をとった。この領海拡大の直接の契機はタンカー事故防止であったが、ひとたび領海とされた以上は、それ以外の国内法もすべて適用されることになる。刑事法及び水域管理法を含むドイツ連邦共和国の連邦法及びラント法の適用可能な全ての法令が適用されることとされている〔Law of the Sea Bulletin, No.7 pp.9-22 (April, 1986)〕。

このドイツの領海拡大は、領海3カイリは維持しつつ、その一部の幅員を拡大したものである。ドイツの領海拡大は、いわば領海のブロックを設定したもので、その拡大幅も一定ではない。沿岸国は、12カイリを超えない範囲でその領海の幅を定める権利を有すること〔海洋法条約第3条〕、そして、積込み、積卸し及び船舶の投錨のために通常使用されている停泊地（Reeden）は、領海外にある場合にも、領海とみなされること〔領海条約第9条、海洋法条約第12条〕を前提として、領海を一部拡大したものである。そして、その領海内で、海洋法条約第22条に定める航路帯及び分離通航方式を採用した。従って、この領海拡大は、海洋法条約に定める領海制度を自国に取り込んだものである。正確に言えば、停泊地ではなく、かつ基線から12カイリを越える部分も含まれているものであり、その点で問題とされる（Kokett/ Guendling, Die Erweiterung der deutschen Küstengewässer in der Nordsee, 45 ZaoRV 677(1985)）。

### (3) 無害通航（Friedliche Durchfahrt）

領海は国家領域の一部であり、領域高権に服するものであるが、外国船舶の無害通航権によって、制約を受ける。この権利は、軍艦にも妥当し（領海条約第22条）、潜水船は浮上して航行し、その旗を掲げなければならない。

軍艦に関しては、統一的な国家による国家実行は存していない。一部の国では、事前通知

又は明示の許可による場合にのみその通航を許容している。軍事演習、射撃訓練等を伴う通航は、無害ではない。国際法違反の代表例として、潜航する(旧)ソ連潜水艦の「有害」通航があった。1981年10月、スウェーデン領水内(カールスクローナ前面の禁止水域内)の岸から35mの場所に座礁したものである。、それは核兵器を装備していた。

通航は、沿岸国の平和(Frieden)、秩序(Ordnung)及び安全(Sicherheit)を害さない限り無害であるとされる(海洋法条約第19条)。この一般条項は、「有害行為」のカタログによって具体化されている。それは、軍事行為又は武装行為、宣伝行為、航空機の離発着、存在する関税上、租税上、出入国管理上又は衛生上の規定に違反する積込みと積卸し、違法で故意かつ重大な汚染行為、漁業活動、調査及び監視活動、そして通航に直接の関係がないその他の活動である(海洋法条約第19条第2項)。

したがって、ドイツ領海の境界(国境)におけるこの種の「有害行為」を防止することは、もっぱら連邦国境警備隊の任務である。

#### (4) 国家船舶の無害通航(Friedliche Durchfahrt der Staatsschiffe)

国家船舶にも、無害通航の権利がある。連邦国境警備隊の船舶も「国家船舶」であるから、外国領海での無害通航を妨げられない権利を持つことになる。

(参考) 東独は、この権利を相当に制限していた(旧東ドイツ国境法第15条第7項)。これによれば、外国の国家船舶について、滞在及び通航に関して東独外務大臣の許可を要すると規定し、その国境法第14条は更に、次のように規定していた。(1) 領水の無害通航は、海上外国船舶について、その通航が平和、安全及び秩序を害さず、そして、法規命令及び対応する国際条約を厳守する場合に保障される。(2)通航とは、内水に入ることなく領海を、国際的に通常の航路若しくは分離航行帯を通過して横断すること、又は公海から若しくは公海に向かって海域を出入りすることをいう。その通航は、中断されることなく、そして最短距離で行わなければならない。(3)外国漁船は、領海の通航に際して、漁具を甲板下に収納しておかなければならない。

東ドイツの海上国境を超える交通及び外国船舶の滞在は厳格な規律に服していた(東独海上国境領域秩序規則第12条以下)。また同規則第29条に基づき、東独国境隊の広範な監督権限が認められていた。その結果、例えば、スポーツ船航行については、東独領海内の無害通航の権利が事実上奪われていた。

#### (5) 無害通航の特例(Besonderheiten der friedlichen Durchfahrt)

沿岸国は、領海の通航を安全（Sicherheit）の理由から一時的に禁止し、例えば、分離航行帯の設定など、船舶航行警察上の理由からそれを規律することができる（領海条約第16条～第18条、海洋法条約第21条、第22条）。さらに、沿岸国は、船舶及び乗組員に対して、領海内の秩序に係わる法律を適用することができる（例えば、環境保護の規定）。今日では、巨大船、油、ガス、ケミカル（酸・アルカリ）の海上輸送から生じる重大な危険に照らして、沿岸国は、環境保護規定の遵守に重大な関心を有している。したがって、この種の積荷を積載した船舶の通航は、徐々に国際法上、通常の意味で「無害」とはみなされない傾向にあるとされている。

#### (6) 原子力船（Reaktorschiffe）

この関連において、また、原子力船の通航の問題がある。国家実行によれば、原子力商船は、明示的な許可の後でのみ領海に入ることが許される（参照、原子力船オットハーンに関する1968. 10. 28の独・オランダ条約、及びMenzel/Ipsen第54条第2項第2号）。この問題は、原子力推進の（そして核兵器搭載の）軍艦においては、更に大きくなる。その通航は、ただちに「無害」でないと解している。海洋法条約第23条は、原則として、商船の通航は無害であると定め、そして、原子力船及び核物質を積載した船舶は、外国領海の通航に際して、その種の船舶に対して国際条約が定めるところに従い、特別の安全措置をとり、書類を携行すべきことを定めているだけである（参照、1960SOLAS条約及びIMCO Code Class7）。

ドイツ領海については、海上船舶の危険物運送規則（GGV See vom 5. 7. 1978）及び核物質の積込みについて許可を定めた原子力法第4条が適用される（必要な許可を受けることなくして核物質を輸送した者は、刑法典第328条に定める犯罪（軽罪）となる）。海上船舶による危険物の輸送は、さらに海上船舶の危険物運送規則に従う必要があり、その付録には、IMDG-Codeのドイツ語訳文がある。これは、IMOの勧告に基づくものであるが、国内法として拘束力あるものとされている。

（連邦国境警備隊の領海における任務）

この種船舶の監視活動は、場合によって、領海境界付近における通航の阻止を行うことになる。これも警察任務と考えられるから、連邦国境警備隊は、第6条に従い、その要件の下に権限を有している。

#### (7) 強制措置（Zwangsanwendung）

単に通航中の船舶に対する強制又はその種の船舶内における強制を行うことが許されるのは、それが特に領海内の行為を規律する規定（例えば、漁業禁止—参照、StGB第296条a）に

違反した場合、犯罪行為が通航船舶にとどまらず陸域ないし領海に影響を及ぼす場合、又は同船の船長又はその旗国の領事が当局の介入を要請した場合である。麻薬取引の抑止の場合も同様である（領海条約第19条第1項b）。

沿岸国の内水を出て領海を通航している船舶に対しては、内水内で許容されている範囲内において強制を行うことが許される（領海条約第19条第2項）。

#### (8) ラント警察との関係(Verhältnis zur Landespolizei)

領海内における一般的な警察上の危険に対する措置の権限は、通例、ラント警察の手に留保されている。国境警備隊が権限を有するのは、法第1条ないし第5条に基づく場合のみである。権限あるラント警察自身が危険を完全に防止することができないときは、連邦国境警備隊は、領海内においても緊急権（Eilzuständigkeit）を持つ（参照、シュレースビッヒ・ホルシュタイン警察組織法第13条第2項、ニーダーザクセン公共安全秩序法第81条、プレーメン警察法第81条、参照 Drews/ Wacke/ Vogel/ Martens, Bd.I S.88f., 91）。ただし、この権限に基づく国境警備隊の措置は、それぞれのラントによってとられたものとみなされる。連邦国境警備隊は、介入した場合、権限ある警察官庁に遅滞なく報告しなければならない（Einwag/Schoen, §9）。

この報告義務は、終了した措置に対しても拡大されている。各ラントのこの同意は、「相互主義」の原理に基づく。連邦国境警備法第63条第3項により、ラント警察は、危険が迫っている場合に、連邦国境警備法第1条以下ないし第6条に基づく任務遂行のための措置をとることが許される。また、ラントの水上保安警察は、危険が迫っている場合に、第6条により連邦国境警備隊が事物管轄権を有する公海上の措置をとることも許されている。

危険が迫っている場合、純粋な船舶航行警察上の危険防止のために、連邦国境警備隊の介入がなされる場合、特別の権限規定を遵守しなければならない（第70条項目2。）。

#### (9) 海峡の通航（Durchfahrt durch Meerengen）

無害通航は、領海たる地位を有し、公海の一部と公海の一部又は他の国の領海との間における国際航行に使用される海峡においては、停止してはならない（領海条約第16条第4項）。この権利は、将来は通過通航権によって強化される。それによれば、潜水船の潜航航行及び航空機の上空飛行が許されることになる（海洋法条約第37条以下）。

この権利は、例えば、バルト海入口（Oresund, Grosser und Kleiner Belt）には適用されない。そこでは、現在効力を有するコペンハーゲン条約（1857. 3. 14）に基づいて規律され、通航権に変更はない。

#### (10) 接続水域(Anschlußzone)

ドイツでは、接続水域は設定していない。

### 3-4 追跡権 (Recht der Nacheile)

(1) 公海条約第23条に基づく追跡 (hot Pursuit) の権利は、法第6条に基づいて連邦国境警備隊が行使しなければならない重要な権利である。それによれば、ある外国船又はその船舶のボートが内水、領海又は接続水域の中で沿岸国の法秩序に違反したという十分な容疑がある場合、沿岸国がその外国船を公海上にまで追跡する権利である (参照、海洋法条約第111条、この権利は大陸棚及び経済水域にまで明文で拡大されている。)

追跡は、領海内で開始され、必ずしも、現行犯である必要はない。そして、公海上で中断されることなく継続されなければならない。追跡は、被追跡船舶が自国又は他国の領海に達したときに終了する (公海条約第23条第2項、海洋法条約第111条第3項)。外国船舶が接続水域に到達しても、追跡権は消滅しない。連邦国境警備隊 (海上警備隊) の船舶が、領海又は接続水域内を航行中の外国船舶に停止を命じる場合、それ自体が、命令の時点でその水域内に存在する必要はない (公海条約第23条第1項、海洋法条約第111条第1項)。

追跡の権利は、軍艦そして軍用その他国家業務に従事する航空機にも認められる (連邦国境警備隊のヘリコプターも含まれる。航空機の特异性については、公海条約第23条第5項、海洋法条約第111条第6項)。

(2) 追跡の契機となる法違反の訴追は、特殊な警察任務である。したがって、連邦国境警備隊は、軍隊、他の官庁又は官署の権限とは関係なく、原則としてすべての法違反を理由として、少なくともそれが「公共の安全」概念に含まれる限り、この権利を領海を越えて行使することができる (参照、Germelmann, Die Polizei 1960, 181)。それが各ラントの権限に触れる場合は、第8条に従って手続きをとらなければならない (Einwag/Schoen, 第6条第8項)。

公海上の空中への追跡の権利があるか否か、例えば、連邦共和国の領域で外国航空機が犯罪行為を犯した場合の追跡については、国際法上論争がある。確かに、公海上の外国航空機を確認するため、連邦国境警備隊は写真撮影することは認められるが、強制措置は、国際法上認められない。それは通常、航空機の破壊を意味するからである。

### 3-5 公海 (Hohe See)

(1) 公海は、領海を超えたところから始まり、いずれの国の主権にも服さない。それは「す

すべての共有物」である。そこでは、船舶航行、漁業、海底電線・パイプラインの敷設、さらに上空飛行も自由である（公海条約第2条、海洋法条約第87条以下）。

この種の自由な活動は、外国による侵害から保護される。これ以外の活動も、等しく自由な活動ではあるが、法的に特に保護されているわけではない。したがって、公海上で軍事又は警察演習を行う国は、外国船舶に対し、それが演習を妨げ、若しくは観察しようとすることを理由としてその海域から去り、又は回避するように要求する権利を持つわけではない。

(2) 自由航行又は漁業を定常的に若しくは長時間にわたって妨げるような設備を設置し、又はその他の営造物を運用することは、公海の自由に反するものである（Wengler Band II S. 1077）。これに対して、沿岸国による公海による公海の短期間の使用、例えば、領海を超えて行われるヨットレースの実施は、必然的に通航する船舶航行の妨げとなるが（1972年のキールでのヨットオリンピックの場合の如き）は、公海条約第2条が定める他国の利益に対する合理的な考慮に反するものではない。そのような海域の必然的な通航禁止（封鎖）は、国際法上の違法な占有支配ではなく、さらに一オリンピックの場合のように一他国のためにもなりうるものである。連邦政府は（対応する国際慣習に従って）すべての国及び船舶航行について権限を有する国連の特別組織であるロンドンのIMOに対し、公海のこの一時的使用を通知した（参照、Graf/Ehlers in Hansa 1972）。

### (3) 海洋自由の原則（Prinzip der Freiheit der Meere）

公海上では、海洋自由の原則により、国家の高権は原則として自国国旗を掲げる船舶にのみ限定されることになる（いわゆる旗国主義）。自国船舶に対する旗国のこの高権は、船舶を旗国の領域の一部とみなす、つまり擬制に基づくものか、それとも国家のその国民及びその財産に対する対人高権に由来するものなのかは解決されていない（参照、Wacke in Die Polizei 1963）。たとえ、船舶が浮かぶ領域の一部であるとしても、連邦国境警備隊の航空機が許可を得ることなく、外国船舶の上を飛行することは許される。

船舶が旗国の管轄権に服する結果として、連邦国境警備隊は、法第6条に基づいて、公海上でドイツ国旗を掲げる船舶に対して、必要な措置をとらなければならない。ただし、もっぱら他の行政官庁の権限（海上任務法によって、海上船員同盟、連邦水・船舶航行行政庁に特別の任務が付与されている）がない場合に限られる。船舶航行警察上の措置も除外される。

特に注目すべきは、船舶航行警察の性格を持たない危険防止又は刑事訴追のための措置である。StGB（刑法典）第4条によれば、ドイツ刑法は一一犯罪場所の法とは無関係にドイツ船舶又は航空機上で犯された行為に適用される。したがって、放火による船舶火災（参照、

刑法典第306条第2項)が発生した場合、それが他船によって引き起こされたものであっても、連邦国境警備隊は刑事訴追の活動を行わなければならない。また、公海上においてドイツ船舶内の船員のストライキに対して介入しなければならないような事例も考えられる。つまり、乗組員が、船舶内の安全と秩序の維持又は人、船舶若しくは積荷に対する直接的な危険防止のために、その特別の援助義務を履行せず、その結果、船員法第115条に定める犯罪行為が発生したような場合である。危険防止の措置は、第一次的には商船の船長の責務であるから、連邦国境警備隊の介入は、通常は船長の要請によって行われる。

複数の国の国旗を掲げる船舶は、公海上で保護を享有しない。また、違法にドイツ国旗を掲げる船舶も、国家の強制措置に服する(海洋法条約第92条第2項、及び第110条第1項)。

他方、ドイツ国旗(連邦国旗)を掲げる船舶は、国際法違反の侵害を受けた場合、たとえそれが外国の国家船舶によるものであっても、国家的保護措置を求める請求権を有している。

外国船舶の船長又はその旗国の領事の要請に基づく場合にも、原則として介入することかできる。同意に基づく介入も法的に許容される(*volenti non fit iniuria*)。

#### (4) 国家船舶及び軍艦の法的地位

高権的任務を帯びた外国船舶に対しては、何ら権限を有していない(公海条約第8,9条)。これには、特に国家船舶及び軍艦が含まれる。これらは、一一外国の港に停泊中でさえも一一不可侵権及び治外法権を享有している(浮かぶ領土)。軍艦は、国家船舶よりも強い法的地位を有する。その背後には、軍艦に対しては、旗国の主権を尊重するとの考え方に基いて、沿岸国の高権の適用が差し控えられるという考え方がある(Menzel-Ipsen第53条第2項)。国家船舶とは、例えば警察船(連邦国境警備隊の船艇もこれに当たる)、税関船、国家ヨット、国家の検疫、調査及び漁業保護の船舶である(参照、公海条約第9条)。この法的性格において重要な点は、その時々々の任務づけである。その船舶本来の目的をたとえ一時的に実施していない場合であっても(例えば試験航海、小航海等)、国家船舶たる性格は失わない。

#### (5) 国家商船の法的地位

社会主義国の国家商船は、国家船舶に含まれない。これは領海条約21条により、商船と位置づけられている。それらは、国家的又は半国家的な商業活動ないし人民所有企業のために通商を行っている商船である点が問題となる。

社会主義国の国際法の文献によれば、国家商船に免除があることとし、社会主義国は、すべての国家商船が外国領水内で免除を享受する旨の留保を付してすべての条約に署名し、批准していること、そしてさらに、1926年の国家船舶の免除に関する規定の統一解釈のための

ブラッセル条約（1934年の追加議定書を含む）が、国家商船の免除の規定の例外とみなされること、を規定している（この条約の中では、英米を除く20ヶ国の締約国は、国家船舶の免除を相互に承認している。）。

このような見解は、国際法理論においても、また国際法の実行（Praxis）においても確立されたものではない（参照、Hoog S.33 und 34）。社会主義国の国家商船は、「商業用国家船舶」であり、商船と同一視される。したがって、社会主義国からの商船は、第6条に基づく措置に服することが確認されるのであり、それは他の外国の商船に対してとらえられる措置と同じである。

## (6) 海賊（Piraterie）

① 国際法上の海賊とは、かつては海上強盗（強奪の意思を持って）であるとする考え方であった。しかし、今日では、海賊とは、公海上で他の船舶若しくは航空機に対し、又はその船舶若しくは航空機内の人又は財産に対して、又は国家外の領域で船舶、航空機、人又は財産に対して、私的目的を持って、私的船舶若しくは私的航空機の乗組員又は乗客が犯す暴力行為、拘束及び略奪に該当するすべての違法な行為であるとされている（公海条約第15条、海洋法条約第101条）。共犯（教唆及び幫助）及び未遂もまた、これに含まれる。

ある船舶又は航空機内で、自己の船舶若しくは航空機又はその中の人若しくは財産に向けられた行為は、海賊に含まれない。

(用) 海賊は、通常、海上船舶航行にかかわるものであるから、これを公海上で臨検、逮捕、拿捕するといった執行権限行使は、連邦の水・船舶航行行政（庁）の実施する任務であり、法第6条の規定によって連邦国境警備隊に執行任務は与えられてはいない。しかし、水・船舶航行行政はそのための執行部隊を十分に有していない。そこで、連邦任務法3条2項は、次のように規定する。「連邦交通大臣は、連邦内務大臣と協力して、法規命令により、連邦の水・船舶航行行政に付与された任務のうち、§ 1(2)に基づく領海内のもの並びに§ 1(3)a)及びb)に基づく公海上のものを連邦国境警備隊の実施に委ねることができる。」そして、そのための命令（Verordnung zur Übertragung von Aufgaben auf dem Gebiet der Seeschifffahrt zur Ausübung auf den Bundesgrenzschutz und die Zollverwaltung vom 23. Juni 1982 (BGBl. I S.733)）が発せられている。連邦国境警備隊は、この命令に基づく委任によって、公海上の海賊船舶に対して執行措置をとることになる。

船舶航行とは直接関連しない公海上の海賊の場合、例えば、掘削プラットフォームへの捕給船舶に対する攻撃、他船からの人の奪取（誘拐）のような事例については、連邦国境警備隊は、公海上において、法第6条に基づく本来の任務として、その「海賊船舶」又は「海賊航空

機」を拿捕し、その船内の人を逮捕し、奪われた物を押収することができる（公海条約第19条、海洋法条約第105条）。

#### (7) 権限の付与 (Berechtigungen)

要約すれば、連邦国境警備隊は、第6条に基づいて公海上で、連邦共和国が国際法に基づいて有する権利を実施するため、執行措置をとることかできる（連邦国旗を掲げる船舶に対する船舶航行警察上の措置は除外される）。海上船舶航行の領域における公海上の国際法上の義務が問題となる限り、その執行措置は、第6条に基づいて除外される。それは、海上任務法に基づき、原則として、連邦の水及び船舶航行行政に基づく事務である。

### 3-6 大陸棚(Festlandssockel)

#### (1) ドイツの大陸棚

第二次世界大戦以後の技術的進歩により、領海の境界を越えた場所の海底及び海底地下に領域的主権が拡大されるようになったが、それは「大陸棚」として、天然資源——特に石油、天然ガス、石炭——を手に入れることができる。これに関する条約が、1958年の「大陸棚に関する条約」である。

大陸棚とは、領海の外側に接する水面下の地域の海底及び海底地下であって水深200mまで、又はそれを越えて水深が天然資源の開発を可能とする水域までを言うこととされている。さらに、島の沿岸に接する水面下地域に対応した海底及び海底地下も含まれる（大陸棚条約第1条及びこれを拡大した海洋法条約第76条）。

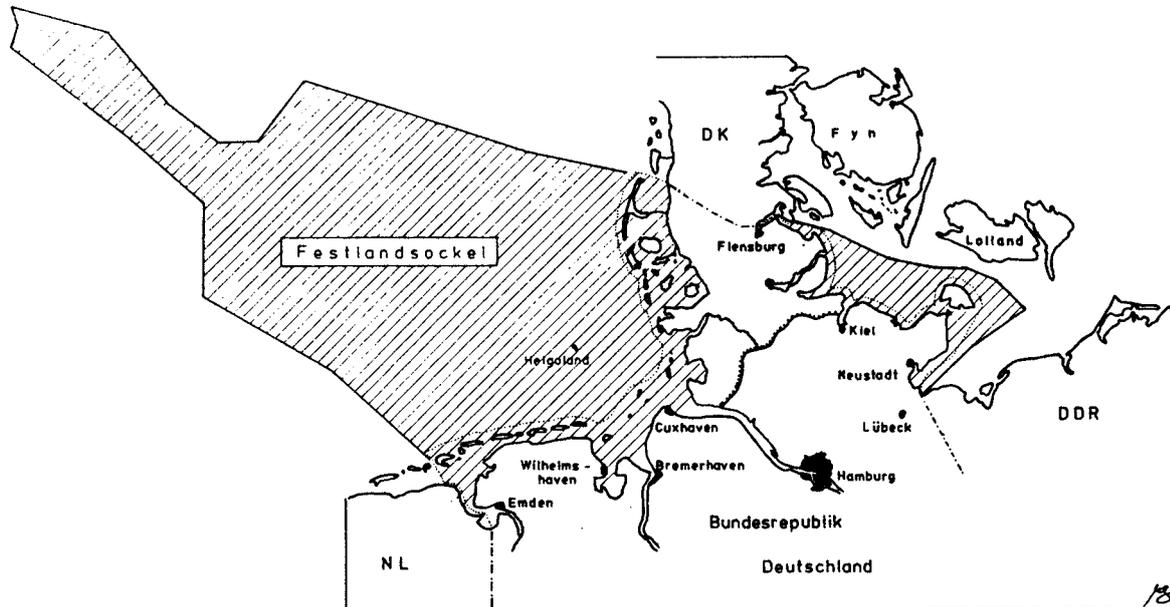
ドイツ連邦共和国も、北海とバルト海の自国の大陸棚を開発している。北海の大陸棚は、バルト海のそれに比べて経済的に重要であり、かつ大きい（約8400平方海里、最大幅約200海里）。

#### (2) 適用法令

ドイツの大陸棚の権利を保護するため、1964.7.24の「大陸棚の権利を暫定的に規律するための法律」が制定されたが、今日では1980.8.13の「連邦鉱山法 (BBergG)」が制定されて、前者の暫定規律法は廃止されている（参照、BBergG第175条第5項）。連邦鉱山法の第132条～第137条が、大陸棚に関する特別規定（例えば、調査活動、通過パイプラインの建設、稼働についての許可義務）を定め、これを実施するために1989.3.21の「大陸棚鉱山規則 (Festlandssockel-Bergverordnung-FlsBergV)」が制定されている。

大陸棚における無許可の調査活動、無許可の通過パイプラインの建設、稼働等については、

いずれも「秩序違反」(Ordnungswidrigkeit)となり5万DM以下の「過料」(Geldbuße)による処罰とされ、処罰官庁はドイツ交通省の「ドイツ水路協会」とされている(連邦鉱山法第144条)。



### (3) 連邦国境警備隊の任務

① 連邦国境警備隊は、連邦国境警備法第1条第3a項に基づいて、ドイツ大陸棚における行政行為の監視及び執行を委ねられている。したがって、その限りでは連邦国境警備法第6条に基づく執行権限行使を考慮する必要はない。ただし、大陸棚も連邦国境警備法第6条にいう「公海上」であるから、同法第6条に定める権限は、連邦鉱山法に規定されていないような事案、例えば掘削プラットフォーム上での爆破計画(たくらみ)を防止し、訴追するとか、掘削人工島上の掘削機器の差押えに際し、裁判所執行官を援助する(民事訴訟法§758, 759以下)という場合のために与えられているからである。環境保護については、後掲。

② 大陸棚において、連邦国境警備隊が監視し、直接強制を行い、あるいは違反の捜査を行うなど執行任務についての規定は、次のとおり定めている。

#### 連邦鉱山法

#### 第134条(監視、行政行為の執行・協力)

(1) 大陸棚領域においては、連邦直接強制法第6条第1号[連邦の警察執行官吏]第2号[税関官吏等の連邦財務官庁の執行官吏]及び第4号[連邦水・船舶航行行政庁の警察官吏]に掲げられた執行官吏が、次のことを監視する。

1 探査及び採掘、調査活動、又は輸送パイプラインの設置又は運用が、許可な

しで行われていないこと。

2 第72条第1項、第132条第4項及び第133条第3項に基づいて発せられた規則が遵守されていること。

第70条第2項を、準用する。

(2) 大陸棚領域においては、本法に基づいてなされた行政行為は、行政執行法に従って執行される。直接強制は、連邦国境警備隊及び税関行政庁の執行官吏が、これを適用する。

(3) 連邦交通、内務及び大蔵の各大臣は、連邦経済大臣の同意の下に、協定により、水・船舶航行行政庁、連邦国境警備隊及び税関行政庁の間の協力について定める。

### 3-7 排他的経済水域・漁業水域 (Außen Wirtschafts- und Fischereizone)

(1) 排他的経済水域 (AWZ) は、第三次国連海洋法会議によって生まれてきたもので、領海の外側の海域及び海底で最大200海里まで拡大されるものをいう (参照、海洋法条約第55条以下)。この領域では、海域のすべての天然資源が沿岸国の排他的利用に割り当てられる (例えば、魚、プランクトン、植物、鉱物、石油、天然ガス、さらに水の温度差、波力等)。

排他的経済水域の前身は漁業水域である。ドイツ連邦共和国は、1976年12月21日の北海の漁業水域設定宣言 (1977.1.1発効) によって、この水域を設定した (BGBl II S.1999)。この水域内で、ドイツ連邦共和国は、漁業の保護及び利用のために高権を行使する。EC各国の漁業は、共同体法の割当基準に従う漁業であり、第三国の漁業は特別の協定に従う場合にのみ認められる。

(2) その後、1978年5月18日に、バルト海にドイツ連邦共和国の漁業水域を設定するための宣言 (BGBl.II S.867) が発せられ、これにより、1978年5月18日の発効により、バルト海に同種の水域を主張している。連邦共和国は、この宣言の中で、連反行為がある場合に、「必要とあらば、適当な措置をとる」ことを留保している。

ドイツ連邦共和国のバルト海におけるわずかな漁獲量に照らせば、この宣言は「シンボリックな価値」を持つにすぎない (他国が同様の水域を設定すれば、ドイツ連邦共和国のバルト海部分は約3%となる。また、ドイツ連邦共和国が領海を12海里に拡大すれば、排他的経済水域はほとんど消滅し、バルト海の漁業水域は2平方海里となる——参照、1980年、キールにおける国連海洋法会議とドイツの海洋利益海洋シンポジウム報告15、55頁、バルト海の漁業水域については、参照、v.Munch, in AoR 1978 [Bd.103] 522)。

(3) 実務上は、北海海域の漁業水域のコントロールが重要である。採捕権の遵守状況の監視、公海上の外国漁船の停船、拿捕及び搜索は、連邦国境警備法第6条の意味と目的によって定められている警察上の任務であり、連邦の漁業行政庁の管轄を侵すことなく（無関係に）実施することかできる。領海においては、外国人による無資格沿岸漁業の訴追（StGB第296a条）が、ラント警察の任務であることについて争いはない。StGB第296a条は、一定の外国の漁業権を保護するものではなく、領海内漁業をドイツに留保し、自国経済を保護するという連邦共和国の国際法上の高権の侵害を処罰するものである（参照、Dreher-Trondle, StGB第296a条）。領海外の自国の漁業水域における無資格漁業の場合にも、これと同じ保護利益が問題となる。それは、また、国際法により認められた措置をとる限りにおいて、連邦国境警備隊の任務と考えるべきものという主張もある。

それにもかかわらず、従来の行政実務においては、この種の任務遂行を連邦国境警備隊に委ねてこなかった。（北海におけるこの任務は、1978.1.31/2.28の連邦食糧・農業・林業大臣と連邦大蔵大臣との行政協定によって、税関行政庁に委ねられてきた。連邦の漁業保護局のボートは、この任務のための公海航行用船船として、ほとんど問題とならないため、航洋型税関ボートが適当と考えられたからである〈Masberg in Hansa 1978 S.1815〉。）

将来、EC内での漁業紛争を処理する場合、ECの規制官吏及び監視船が、公海上での漁業保護任務を遂行し得ることとなろう（これについては、参照、Kramer in Europe Archiv 1978,571ff）

### 3-8 環境の保護 (Umweltschutz)

#### (1) 海洋汚染の実態

船舶の航行、諸施設の稼働、掘削プラットフォームの暴噴による油汚染、そして海洋への有害物の海洋投棄が、ドイツ沿岸での海洋環境の問題である。

##### ① 海洋投棄

（領海外の）公海上で、1961年から1981.4.15まで、毎年、約34万トンの大量の汚泥が海中に排出された。現在は、ドイツ水路協会（DHI）の勧告にしたがって、大量の腐敗汚泥は、さらに遠い海域（たとえば、アイルランド海）に投棄されている。それは、染料工場からの相当量の廃棄物（1969年以後、年間75万トンのチタン酸化物）及び大量の塩化・炭化水素である。現在は、さらに有毒・有害な廃棄物が加わり、それらは領海外の公海上に投棄されるか又は焼却されている（北海及びバルト海の汚染度については、参照、Ruster, S.47ff.; Kunig in JZ 1981, 295）。ドイツ水路協会は、公海上における廃棄物除去について権限を有する連邦上

級官庁であり、それは、多くの勧告を発している。

## ② 油による汚染

海上でのタンカーによるタンク洗浄が、油汚染の主要原因である（油汚染については、参照、Ruster, S.51; Gundling, Zao RV 1977, S.530）。北海における環境危険が特に著しい。

タンカー事故も問題である。世界的統計によれば、500G/T以上の船舶の衝突の50%がドーバーとエルベ河口との間で生じている。ドイツ北海海域での大規模タンカー事故は発生していないが、世界的にみると、1968年から1976年の間、平均すると年間72隻のタンカーが滅失している（つまり、5日に1隻）。大陸棚の開発に伴う油田事故の可能性もある（1977.4.22、大陸棚のノルウェー区域エコフィスク油田における暴噴によれば、一週間にわたり毎日約4000トンの油が海に流れた。Gundling in ZaO RuV 1977, Bd.37 S.530ff.）。したがって、連邦国境警備隊は、職務援助の範囲内で、油事故の防除において、作業グループ（ELG）の支援のために出動する。それは、Cuxhavenの常設中央監視センター（ZMK）の中にある。（これについては、参照、油汚染防除に関する連邦及び各沿岸ラントとの間の行政協定）この問題において、連邦国境警備隊に固有の権限があるわけではない。連邦国境警備隊の装備と設備の点から、この援助の実効性が論じられなければならない（輸送、通信の設定と保持、偵察措置による援助もまた問題となる）。

## (2) 海洋環境保護の国内法

現在、ドイツで海洋環境保護のために制定された国内法は、次のとおりである。

① 1973年の船舶による海洋汚染の防止のための国際条約及び1978年議定書のための法律 (MARPOL/TSPP-Gesetz) (23. Dez. 1981)

② 1973年の船舶による海洋汚染の防止のための国際条約及び1978年議定書の違反に関する規則 (MARPOL/TSPP-OWiGVO) (23. Dez. 1983)

③ 船舶汚水による北海の汚染の防止に関する規則 (6.Juni 1991)

①は、MARPOL73/78付属書I及びIIに対応する国内法であり、②がその実施規則である。また③は、MARPOL73/78付属書IVに対応する船舶汚水関連規定の実施規則である。その適用対象は、(i)ドイツ船舶、(ii)ドイツ高権領域にある外国船舶（領海内の外国船舶）、(iii)ドイツ高権領域にある海洋構築物及びドイツ大陸棚領域にある海底資源用プラットフォームとされて、その法令違反は「秩序違反」として、5万マルク以下の「過料」に処せられることとされている。

④ 1974.3.22のバルト海の海洋環境保護に関する条約のための法律 (30. Nov. 1979)

バルト海は、MARPOL73/78における特別海域（special area）として、船舶からの排出につ

いて特に厳しい基準が設けられているが、さらに、1974.3.22の「バルト海の海洋環境を保護するための条約」（ヘルシンキ条約）が追加して適用される。この条約は、特に、陸上、船舶による海洋汚染の防止のための規定、物の投入、海底の調査及び開発、並びに海洋汚染を除去するための国際協力について取り決めている。ドイツ連邦共和国は、このヘルシンキ条約を批准し、ドイツについて1980年春に発効している。この法律は、「ヘルシンキ条約」実施のための法律である。

⑤ 1969.11.29の油汚染事故における公海上での措置に関する国際条約のための法律 (27. Jan. 1975) これは、いわゆる「トリー・キャニオン条約」実施のための法律である。

⑥ 1973の油以外のものによる汚染事故における公海上での措置に関する議定書のための法律 (3. Apr. 1985)

⑦ 1972.2.15及び1972.12.29の船舶及び航空機による廃棄物の投棄による海洋汚染を防止するための条約のための法律 (11 Feb. 1977)

⑧ 1972.2.15及び1972.12.29の船舶及び航空機による廃棄物の投棄による海洋汚染を防止するための条約のための法律の実施規則 (7. Dez. 1977)

⑦及び⑧は、いわゆる「オスロ条約」及び「ロンドン条約」実施のための法律である。⑦は、通称「公海投棄法」と呼ばれ、⑧は、通称「公海投棄規則」と呼ばれている。内容は、公海における廃棄物の海洋投棄のための許可手続きを定めるものである。これに対する違反も「秩序違反」とされて、10万マルク以下の「過料」によって処罰されることとされている。

### (3) 国内法令違反に対する刑罰と過料

① ドイツの海洋環境関連国内法令をみると、いずれもその違反に対しては、これを「秩序違反」(Ordnungswidrigkeit)として、「過料」による処罰を規定している。行政庁によって「過料」を科するもので、処罰権限を有する官庁はそれぞれの法律の所管官庁である。連邦交通省の水・船舶航行行政庁やドイツ水路協会などである。

② このことは、国内法令違反に対して刑罰が全く科せられないということではない。国内法令に定める基準・要件に違反して排出等を行った場合は、「秩序違反」として「過料」によって処罰されるが、それとは別に、その排出が海洋環境、人の健康などに悪影響を及ぼす場合には、「犯罪」として「刑罰」が準備されている。その刑罰は、それぞれの行政法令に規定されているのではなく、ドイツ刑法典(StGB)の規定による。ドイツ刑法典の規定（環境に対する犯罪行為）のうち関係するものは、概略、次のとおりである。

#### 第324条 水域の汚染

- ① 権限なく、水域を汚染し又はその他水質を悪化させた者は、5年以下の自由刑又は罰金に処する。
- ② この罪の未遂犯は、これを罰する。
- ③ 行為者が、過失で行為したときは、刑は2年以下の自由刑又は罰金に処する。

#### 第326条 環境を害する廃棄物の処分

- ① 3.種類、性質又は量によって、水域、大気、若しくは土壌を持続的に汚染又は悪化させる性質の廃棄物を、認められた施設又は手続きに従うことなく、処理し、保管し、堆積し、廃棄し、又はその他の処分した者は、5年以下の自由刑又は罰金に処する。
- ② (省略)
- ③ 第1項の場合、未遂犯は、これを罰する。
- ④ 行為者が、過失で行為したときは、刑は1年以下の自由刑又は罰金に処する。
- ⑤ この行為は、廃棄物の量が少ないために、環境、特に人、水域、大気、土壌、有用な動植物に対する害が明らかに問題とならないときは、罪とはならない。

#### 第330条 重大な環境に対する危険犯 (関係部分のみ)

- ① 1.第324条(1)、第326条(1)等の行為によって、他人の生命、身体、重要な財産等に危険を与えた者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。
- ②～③ (省略)
- ④ その行為によって、多数の人の身体又は生命に危険を及ぼし又は人を死傷せしめたときのように、重大な事態を招いたときは、6月以上10年以下の自由刑に処する。
- ⑤及び⑥ (過失犯処罰)

#### 第330a条 毒物の排出による重大な危険犯

- ① 大気、水域、土壌又はその他に毒物を排出し、もって人を死亡させ又は重傷害の危険を与えた者は、6月以上10年以下の自由刑に処する。
- ② (過失犯処罰)

従って、ドイツにおいては、形式的な基準・要件の違反には金銭罰たる「過料」で対応し、それが実質的に環境に悪影響を及ぼす場合には、「刑罰」が科せられることになる。

#### ③ 大陸棚への適用

さらに、ドイツ刑法典は、「環境に対する犯罪行為」のうち、上に述べた規定は領海外の「大陸棚の領域」にも適用することとしている。

第5条 (内国法益に対する国外犯) *Auslandstaten gegen inlandische Rechtguter*

ドイツ刑法は、行為地法に関係なく、国外で行われた次の行為に適用される。

11 第324条、第326条、第330条及び第330a条の場合の環境に対する犯罪行為であつて、その行為がドイツ大陸棚の領域で行われたもの

#### (4) 国内法執行と連邦国境警備隊

① この実効性は、監視、コントロール、規範の執行に左右される。しかし、特に、公海領域について権限を有しているドイツ水路協会は、実際の執行に必要な手段と人員を有していない。従来は、連邦水・船舶航行行政及び各ラントの水上保安警察の援助に頼っていたが、十分ではなかった。その後、海洋環境保護のための執行権限が、連邦国境警備隊に与えられている。以下に、関係規定をみておくことにしたい。

② 公海投棄法第6条第2項は、「この法律を実施するための行政行為は、場合によっては、連邦水・船舶航行行政の執行官吏であつて河川及び船舶航行警察上の権限をもつもの、連邦国境警備隊及び税関行政庁の執行官吏による直接強制によって実施することができる」と規定している。その細目は、連邦内務大臣及び連邦大蔵大臣の同意の下に、連邦交通大臣が定める。また、同法第6条第3項により、海上船舶領域における連邦に任務に関する法律第8条の規定が準用されるから、執行の実施は次のとおり規律される。

船舶の所有者及び船長またはその他安全に責任を有する者は、いつでも、この法律の実施を委ねられた者が船舶に立入り、その任務遂行上、船内で必要な場合には権限行使を行なうことが可能となるようにする義務を負う。それ以外に、それらの者は、審査に必要となる労働力の援助手段を準備し、情報を提供し、権限ある官吏の任務遂行に必要な証拠を提出しなければならない（違反は、秩序違反となる）。

③ 連邦国境警備隊の執行官吏は、公海投棄法第11条に基づき、海洋投棄関係規定の違反に対する捜査について、公海上で権限を有していることが規定されている。次のとおり規定している。

第2条第2項に規定された連邦の執行官吏は、公海上で、第10条及び刑法典第324条、第326条、第330条及び第330a条の違反の捜査において、刑事訴訟法及び秩序違反法の規定に基づく警察官吏の権利及び義務を有する。

同執行官吏は、その限りで、検察官の補助官吏である。

領海外の公海上のドイツ船舶及び外国船舶に対して国境警備隊が実施する執行措置については、従来、先に見た連邦国境警備法第6条（公海上の任務）が規定するのみであった。この規定は、領海外の汚染関係法令の実施を行うにはあまりに包括的であり、その具体的な法的

根拠が問われていたところであった。この公海投棄法第11条は、海洋投棄関係法令の捜査権限を与えただけではなく、海洋投棄に関連する「刑法典第324条、第326条、第330条及び第330a条の違反の捜査」権限をも与えている。従って、ドイツ大陸棚領域におけるこれらの違反及び犯罪に対して、捜査権限行使を行う根拠が明確になったわけである。これによって、公海上のドイツ船舶による油または廃棄物の違法な海洋投棄に対して、刑事訴訟法第163条、秩序違反法第53条に基づき、抑止活動を行なうことができる。さらに、公海上の（大陸棚領域の）外国船舶に対して、刑法典第324条、第326条、第330条及び第330a条による犯罪行為の捜査を行うことができる。これは、確かに、海洋投棄関係条約が明確に認めたものではない。しかし、大陸棚の法益を保護するために、国内法で定めたものである。

④ さらに、ドイツ大陸棚領域における環境犯罪行為の訴追について、新たに国境警備隊の執行権限の規定が設けられている。MARPOL/TSPP法第4条は、これについて次のように規定している。

ドイツ大陸棚の領域では、「連邦執行官吏による公権力行使に伴う直接強制に関する法律」第6条第1号、第2号及び第4号に掲げる連邦執行官吏は、刑法典第324条、第326条、第330条及び第330a条の犯罪行為を捜査し、事実の証拠湮滅を防止するために、猶予を許さないすべての指示を行なわなければならない。この官吏は、刑事訴訟法の規定に基づく警察官吏の権利と義務を有する。その官吏は、その限りで、検察官の補助官吏である。

先に見たように、MARPOL73/78関係国内法令は、すべての海域にあるドイツ船舶と領海内の外国船舶にのみ適用されている。従って、領海外の外国船舶には、これらの国内法令は適用されない。しかし、刑法典の「環境に対する犯罪行為」は、大陸棚領域にある外国船舶にも適用されているのであり、船舶からの油排出等であってもこの環境犯罪となりうる場合があることになる。その場合の捜査権限を定めたものである。



連邦国境警備法  
(連邦国境警備に関する法律)  
Gesetz über den Bundesgrenzschutz  
(Bundesgrenzschutzgesetz - B G S G)  
1972年8月18日制定・1992年1月23日最終改正

第1章 連邦国境警備隊の任務と実施

第1条 一般規定(Allgemeines)

連邦国境警備隊は、次の責務を有する。

1. 連邦領域の国境警察上の警備（国境警備） 但し、連邦と協定を結んだラントが、その国境警察上の個々の職務を固有の力で達成しない場合に限る。
2. 基本法第91条第2項及び第115f条第1項第1段の場合における警察上の警備任務及び秩序維持任務
3. 次の法令により、同隊に与えられた任務
  - a) 1980年8月13日の連邦鉱山法第134条及び第148条第2項（制定時の規定：1964年7月24日の大陸棚に関する権利の暫定的規律に関する法律第4条第1項並びに第5条及び第10条）
  - b) 外国人法第20条第4項から第7項まで
  - c) 1965年9月10日（1969年3月12日公布）の外国人法施行命令第4条第5項及び第6条
  - d) 1967年6月12日の旅券法施行命令第2条第10段及び第3条
  - e) 1972年9月19日の武器法第27条第6項（制定時の規定：第7項）
  - f) 1969年8月25日の爆発危険物法第15条第5項（制定時の規定：第14条第6項第1段）
  - g) 1961年4月28日の外国経済法第46条第4項第2段
  - h) 1969年12月22日公布の貨物車交通法第103a条
  - i) 1969年8月18日の危険物の国際輸送に関する欧州条約（1957年9月30日）のための法律第3条
  - j) 1971年3月30日の運転者法第5条第2項（制定時の規定：第3a条）
  - k) 1986年12月19日の放射線保護予防法第8条第1項
  - l) 航空法第31条第2項第19号、ただし、そこで連邦固有行政として行使されるものに限る。

#### 4. その他、この法律により与えられた任務

### 第2条 国境警備(Grenzschutz)

国境警備（第1条第1段）とは、次のものを含む。

1. 国境の警察上の監視
2. 国境を通過する交通の警察上のコントロール。これには、次のものが含まれる。
  - a) 国境を通過する書類の審査
  - b) 国境での追跡
  - c) 連邦領域外にその原因を有する障害を除去し、危険を防止すること
3. 国境から30キロメートル幅の国境領域において、国境の秩序を侵害する障害を除去し、危険を防止すること。

### 第2a条 鉄道警察上の任務(Bahnpolizeiliche Aufgaben)

(1) 連邦国境警備隊は、連邦鉄道の鉄道施設の範囲内において、次に掲げる公共安全又は秩序に対する危険を防止する任務を有する。

1. 鉄道の利用者、施設又は運用に対して生じる危険
2. 鉄道の運用に伴い、又は鉄道施設から生じる危険

(2) 連邦国境警備隊は、単独組織体として鉄道警察上の任務を遂行する。危険防止のために連邦国境警備隊の密集部隊の出動を必要とするときは、ラント警察との合意の下に必要な措置をとる。

(3) 連邦国境警備隊は、次に掲げる犯罪の容疑があるときは、刑事訴追（刑事訴訟法§§ 161, 163）の領域において警察上の任務を遂行する。

1. その犯罪が、鉄道施設の範囲内において生じているとき、
2. その犯罪が、鉄道の利用者、施設又は運用に向けられ、又は鉄道の財産若しくは鉄道に委託された財産にかかるものであるとき

連邦内務大臣は、連邦司法大臣との合意を行い、連邦参議院の同意を得た法規命令により、第1文に掲げる犯罪行為に関する細目規定を定める。

(4) 鉄道施設範囲以外において捜査行為が必要なときは、連邦国境警備隊は、ラント警察との合意の下にその措置をとる。刑事訴訟法第161条に基づく検察官の管轄は、従前のおりとする。

(5) 鉄道施設の範囲に対するラント警察の管轄は、従前のおりとする。

### 第3条 緊急時及び防衛時の任務(Aufgaben im Notstands- und Verteidigungsfall)

(1) 連邦政府が、基本法第91条第2項に基き、連邦又はラントの存立又は自由的民主的基本秩序の切迫した危険を除去する為、連邦国境警備隊を派遣したときは、連邦国境警備隊は、その派遣中は、忠実な裁量に基き、公共又は個別に対する障害を除去し、危険を防止しなければならない。

(2) 第1項は、連邦政府が、基本法第115f条第1項第1号に基いて、連邦国境警備隊を派遣した場合にも適用する。

### 第4条 連邦機関の保護(Schutz von Bundesorganen)

(1) 連邦国境警備隊は、連邦の憲法機関及び連邦官庁について、それらの任務遂行を阻害する妨害及び危険に対して保護を与える事ができる。ただし、それは、これら機関がそれを要請し、連邦内務大臣と関係ラントとの間に協定が存在し、かつ、それらの適切な保護が他の方法では確保できない場合に限る。この連邦国境警備隊による保護の受託は、連邦内務大臣がこれを決定する。これを受託した場合は、連邦官報に公示する。

(2) 連邦国境警備隊による保護は、連邦機関又は連邦官庁がその官署が所在する不動産を直接に保護することに限る。

### 第4a条 要人保護の任務遂行に伴う連邦刑事庁の支援(Unterstützung des Bundeskriminalamtes bei der Wahrnehmung von Aufgaben des Personenschutzes)

(1) 連邦国境警備隊は、1973年6月29日公布の連邦刑事警察庁(連邦刑事庁)の設置に関する法律第9条第1項に基づく保護任務の遂行に際して、連邦刑事庁を支援する。その際、連邦国境警備隊の警察執行官庁は、連邦刑事庁の事実上の指揮に服する。連邦国境警備隊が、第1文の範囲で独自に任務遂行を行うときは、連邦国境警備隊がそのために指定した官署に対して、連邦刑事庁が事実上の指揮を行う。

(2) この支援の種類及び範囲については、連邦内務大臣が決定する。

### 第5条 自己の施設の保護(Sicherung eigener Einrichtungen)

連邦国境警備隊は自己の官庁、部隊その他の施設について、それらの任務遂行を阻害する妨害及び危険にたいして保護しなければならない。この保護は、第1文に掲げる施設の直接の保護、及びこれらの施設が所在する不動産の直接の保護に限られる。

## 第6条 公海上の任務(Aufgaben auf hoher See)

連邦国境警備隊は、公海上において、軍隊、他の官庁又は官署の権限とは関係なく、ドイツ連邦共和国が国際法に基いて権限を有する措置をとることができる。ただし、連邦の法令により、他の官庁若しくは官署に割り当てられた措置又はもっぱら軍艦に留保されている措置は除かれる。

## 第7条 妨害及び危険の概念(Begriffe Störung und Gefahr)

この法律の意義における妨害及び危険とは、第1条から第6条により連邦国境警備隊の責務とされた任務領域における公共の安全と秩序に対する妨害と危険をいう。

## 第8条 ラントとの協力(Zusammenarbeit mit den Ländern)

第1条から第6条までに基づく連邦国境警備隊の任務遂行に際して、ラントの権限に抵触する場合には、連邦国境警備隊は関係ラントの権限ある官庁と協定を結ぶものとする。危険が差し迫っているためにこれが不可能な場合には、とった措置について、遅滞なく、関係ラントの権限ある官庁に報告するものとする。

## 第9条 ラント警察を支援するための連邦国境警備隊の使用 (Verwendung des Bundesgrenzschutzes zur Unterstützung der Polizei eines Landes)

(1) 連邦国境警備隊は、次に掲げる場合には、あるラント警察を支援するために、これを使用することができる。

1. 公共の安全と秩序を維持し又は回復する為、特別の意義を有するときに、基本法第35条第2項第1文に基き、権限あるラント官庁が要請した場合。ただし、ラント法がそれを規定しており、かつラント警察がこの支援がなければ任務を遂行する事ができず、又は任務の遂行に著しい困難をきたす場合に限る。

2. 基本法第35条第2項第2文及び第3項に基き、自然の災害又は特に重大な災厄事故の際に支援する場合。

3. 基本法第91条第1項に基き、連邦若しくはラントの存立、又は自由な民主的基本秩序に対する急迫した危険を防止する場合。基本法第35条第3項の場合には、連邦国境警備隊は、それを使用するラントの事実上の指示に従う。

(2) 第1項に基く連邦国境警備隊の使用に関する決定は、基本法第35条第3項の場合

には、連邦政府がこれを行い、その他の場合には、連邦内務大臣がこれを行う。

(3) 連邦国境警備隊の要請が認められるのは、ラント警察に対する支援に比べて、連邦の任務の方が緊急でない場合に限る。この要請は、決定に必要な配備についての指示の各項目（メルクマール）をすべて含むものとする。第1項に基くラント警察の支援によって生ずる超過費用は、その連邦国境警備隊を使用するラントの負担とする。ただし、個々の場合に、個々の場合に、行政協定に定める特別の事由として、別に定めている場合を除く。

## 第2章 連邦国境警備隊の権限(Befugnisse des Bundesgrenzschutzes)

### 第10条 一般授権(Allgemeine Ermächtigung)

(1) 連邦国境警備隊は、第1条から第6条に基いて自己の任務を遂行するため、忠実な裁量に従って必要な措置をとることができる。特に、本章に定める権限を有する。

(2) 他の連邦法令に定められた権限を遂行するため、連邦国境警備隊は本法に基く権限を有する。ただし、他の法令が同一の規定又は別の規定を有する場合を除く。

(3) 第9条の場合には、連邦国境警備隊の権限は、これを使用するラントの法に従う。

### 第11条 比例の原則(Grundsatz der Verhältnismäßigkeit)

(1) 多くの可能かつ適切な措置のうち、個人及び公共に対する侵害が最も少ないと考えられるものを選択しなければならない。

(2) 措置は、意図した結果との比例関係を越えるような損害を招来してはならない。

### 第12条 明確性・手段の選択(Bestimmtheit, Wahl der Mittel)

(1) ある人に対して作為、受忍又は不作為を命じる命令は、内容的に十分に明確なものでなければならない。

(2) 障害の除去又は危険の防止のために複数の手段が考えられるときは、その内の一つを選択することで足りる。関係者は、別の等しく有効な手段を使用するよう請求することが認められる。関係者に対して、障害の除去又は危険の防止のために期間が定められたときは、その期間の終了までに限り、この請求をすることができる。

### 第13条 人の行為に対する責任 (Verantwortlichkeit für das Verhalten von Personen)

(1) ある人が、障害又は危険を生ぜしめたときは、連邦国境警備隊はその人に対して、その措置を執らなければならない。その人が、未成年者、禁治産者又は仮後見を受けている

者であるときは、連邦国境警備隊は、その人に対する監督の責務を有する者に対しても、その措置を執ることができる。

(2) ある行為を委任された人が、その行為を実行することにより障害又は危険を生ぜしめたときは、連邦国境警備隊はその行為をその人に委任した者に対しても、その措置を執ることができる。

#### 第14条 物の状態に対する責任(Verantwortlichkeit für den Zustand von Sachen)

(1) ある物の状態又はある家畜の行為について、連邦国境警備隊の措置が必要なときは、そのものに対して事実上の支配力を有する者に対してその措置を執らなければならない。

(2) 連邦国境警備隊は、その所有者又はその他の処分権者に対しても、その措置を執ることができる。ただし、事実上の支配力を有する者が、所有者又はその他の処分権者の意思に反して、その支配力を行使する場合を除く。

(3) この規定は、公共の道路及び水体の状態については適用しない。

#### 第15条 措置の直接執行(Unmittelbare Ausführung von Maßnahmen)

連邦国境警備隊は、次に掲げるいずれかの場合には、みずから障害を除去し、みずから危険を防止することができる。

1. 第13条及び第14条による責任を有する者に対する措置が不可能か若しくは法律的に不可能な場合、又はそれが合目的でない場合

2. 第13条又は第14条に基づいて行われた障害又は危険の除去についての命令が、実行できないか、又は法律的に実行することができないものである場合

この責任を有する者には、遅滞なく、通知を行うものとする。

#### 第16条 責任を有しない者に対する措置(Inanspruchnahme nicht verantwortlicher Personen)

(1) 連邦国境警備隊は、次に掲げる要件を満たす場合には、第13条又は第14条による責任を有する者以外の者に対しても措置を執ることができる。

1. 相当な障害を除去し、又は直接且つ急迫の相当な危険を防止する場合。

2. 第13条又は第14条による責任を有する者に対して、時期を失する事なく命令する事ができない場合。

3. 第15条に基く措置が、不可能か又は十分でない場合。

4. 関係者に対して、相当な危険を及ぼしたり、より重要な義務違反を招くことなく、命令

する事が出来る場合。

(2) 第1項による措置を執り、或いは維持することができるのは、障害を除去し、危険を防止するために執る事ができる他の措置に比べて、より影響が少ない場合に限られる。

#### 第17条 停止権(Anhalterecht)

(1) 連邦国境警備隊は、ある人を、そのアイデンティティ(Personalien)又は国境通過の適法性を確認するため、停止させる事ができる。連邦国境警備隊は、携帯している証明書及び国境通過証を呈示し、手渡すように要求することができる。

(2) その者のアイデンティティ又は国境通過の適法性を、他の方法では確認することができないか、若しくは相当な困難を伴う場合、又はその者の申告が虚偽の恐れがある場合には、その者を官署に同行する事ができる。

#### 第18条 召喚(Vorladung)

(1) 連邦国境警備隊は、次に掲げる目的のために、ある人を召喚することができる。

1. 事実関係を明らかにする為。これは状況から見て、その者に適切な申告を行わせるべき場合である。
2. 鑑識措置を実施する為。

召喚に際しては、その理由を示さなければならない。

(2) 召喚時期の決定に際しては、その者の職業上の責務及びその他の生活関係を考慮しなければならない。

(3) 召喚は、強制手段を使用してはならない。

#### 第19条 鑑識措置(Erkennungsdienstliche Maßnahmen)

(1) 鑑識措置は、次に掲げる場合に限り、当該者の承諾なしに行う事ができる。

1. 他の方法では、当該者のアイデンティティを確認する事ができない場合。
2. 当該者が、定まった住所を有しない場合。
3. それが、刑法の構成要件に該当する違法な行為を防止するために必要な場合。

(2) 鑑識措置とは、次のものを言う。

1. 指紋及び手形の採取。
2. 映画を含む写真の撮影。
3. 身体の外見上の特徴の確認。

#### 4. 測定その他の措置

##### 第20条 留置(Gewahrsam)

(1) 連邦国境警備隊は、次に掲げるいずれかの場合には、人を留置することができる。

1. 他の方法では、相当な障害を除去する事が出来ず、又は直接的な相当の危険を防止する事が出来ない場合。

2. その者を生命又は身体の危険から保護するために留置が必要であって、かつその者が、つぎのいずれかの状態にある場合。

- a) 自由な意志決定をすることが明らかにできないか、又はどうにもならない状態
- b) 自殺するにいたる状態

3. その者を、アイデンティティを確認するために釈放することができない場合。

(2) 被留置者は、遅滞なく、その措置の理由について告知を受けなければならない。連邦国境警備隊は、遅滞なく、この留置の適法性及び合目的性について、裁判官の判断を受けなければならない。

(3) 留置は、その目的を達成したときに、そして遅くとも逮捕された翌日の末までに、終了しなければならない。ただし、裁判官が、別個の法律を理由に自由剥奪の継続を命じたときは、この限りでない。

(4) 第2項第2文の決定については、その者がいる地域を管轄区域とする区裁判所が管轄権を有する。この手続きは、1956年6月29日の自由剥奪についての裁判所手続きに関する法律の規定に従う。

##### 第21条 被留置者の取り扱い(Behandlung in Gewahrsam genommener Personen)

(1) 被留置者は、他の者から分離されるものとし、特に刑事拘留者又は捜査拘留者と同じの部屋に収容してはならない。男性と女性は、分離するものとする。

(2) 被留置者は、遅滞なく、親族又はその信頼する者に通知する機会が与えられなければならない。その留置を実施する官署は、被留置者が第1文に基く自己の権利を行使しないときは、その通知を代わって行わなければならない。

(3) 裁判所が、留置の開始又は継続の決定をした時は、その裁判所が、遅滞なく、被留置者の親族又はその信頼する者に通知しなければならない。

(4) その通知は、留置の目的を害さないようにおこなわれなければならない。

(5) 被留置者に対しては、留置の目的を確保し、留置の秩序を維持するのに必要な制限

に限り、これを課する事ができる。必要な措置は、裁判官がこれを命じる。緊急を要する場合には、留置を行っている官署は、暫定的な措置を執ることができる。

### 第22条 庇護(Obhut)

(1) 連邦国境警備隊は、生命又は身体に対する危険から保護するために必要であり、かつ関係者がそれを要請したときは、人を庇護することができる。その者の希望により、その関係者は、遅滞なく、釈放されなければならない。

(2) 庇護された者は、希望により、他の者から分離して収容されなければならない。その他については、第21条が準用される。

### 第23条 身体の検査(Durchsuchung von Personen)

(1) 連邦国境警備隊は、次に掲げる場合には、人の検査を行うことができる。

1. 連邦国境警備隊が、その者を第20条に基いて留置した場合。
2. 事情から見て、その者が第28条に基いて差押えすることができる物品を持っていると判断される場合。

(2) 女性の検査は、女性によつてのみ許される。

### 第24条 物品の検査(Durchsuchung von Sachen)

連邦国境警備隊は、次に掲げるいずれかの場合には、物品の検査を行うことができる。

1. その物品が、第20条に基いて留置された人の所持していたものである場合。
2. 事情から見て、第20条に基いて留置することができる人がその物品の中にいると判断される場合。
3. 事情から見て、第28条に基いて差押えることができる物がその物品の中にあると判断される場合。

### 第25条 住居の立入り及び検査(Betreten und Durchsuchen von Wohnungen)

(1) 連邦国境警備隊は、相当な障害を除去し、又は急迫した危険を防止するために必要となるときは、その所有者の意志に反して、住居に立ち入ることができる。

(2) 危険が急迫している場合又は裁判官の命令に基く場合には、連邦国境警備隊は、人を留置し又は物を差押えるために、事情から見て、ある住居の中にその人又はその物があると判断されるときには、その住居を検査する事ができる。危険が急迫している場合とは、裁

判官への請求によって生じる遅延が検査の効果を失わしめる場合を言う。裁判官の命令については、当該住居のある地域を管轄する区裁判所が管轄権を有する。裁判所の手続きは、任意裁判管轄の事務に関する法律の規定に従う。

(3) 夜間にあつては、公共の危険又は個人の身体の危険を防止するためにのみ、住居に立ち入り、又は検査する事ができる。夜間とは、4月1日から9月30日までの期間にあつては、21時から4時まで、10月1日から3月31日までの期間にあつては、21時から6時までをいう。

### 第26条 住居の検査手続(Verfahren bei der Durchsuchung von Wohnungen)

(1) ある住居の検査に際しては、住居の所有者は立ち合う権利を有する。その者がこれを忌避する場合、可能であれば、代理人又は関係者を呼ぶべきである。

(2) 住居の所有者又は代理人に対しては、その命令、検査の根拠、及び可能な法律的救済手段について、遅滞なく、告知しなければならない。

(3) 検査については、調書を作成し、それには所管の官署、検査の根拠、時刻及び場所並びに立会人を記載しなければならない。この調書には、検査を行った官吏及び住居の所有者、その代理人又は関係者が署名しなければならない。署名が拒否されたときは、その旨を記載しなければならない。その住居の所有者又はその代理人には、請求により、その調書の写しを手渡さなければならない。

(4) 調書の作成又は写しの手渡しは、周囲の状況から不可能な場合、又はそうすることが検査の目的を失わせる事となる場合は、住居の所有者又はその代理人には、その検査について、単に時刻及び場所並びに所管の官署を文書で通知する事で済ませるべきである。

### 第27条 物品の領置(Sicherstellung von Sachen)

(1) 連邦国境警備隊は、ある物品の所有者又は事実上の適法な所有者がその物品を失ったり、又は被害を受けたりすることから保護するために必要な時は、その物品を領置することができる。

(2) その所有者又は事実上の適法な所有者は、遅滞なく、通知を受けなければならない。

(3) 領置された物品は、できるかぎり、その所有者又は事実上の適法な所有者の推定される利益に応じて、保存されなければならない。

(4) その所有者又は事実上の適法な所有者の要求により、その領置は取り止めなけれ

ばならない。

(5) 第1項から第4項までの規定は、ファンドに関する法律の規定に別の規定がない場合には、紛失物について適用される。

### 第28条 物品の差押え(Beschlagnahme von Sachen)

(1) 連邦国境警備隊は、次のいずれかの場合には、ある物品を差押えることができる。

1. 相当な障害を除去し、直接かつ急迫した相当の危険を防止するためにそれが必要な場合。
2. 本法に基いて留置されている者が携帯していたもので、かつその者がその物品を次のいずれかに使用する可能性を排除することができない場合。
  - a) その留置をやぶるため。
  - b) 生命又は健康を害するため。
  - c) 類似の誤った使用。

(2) 差押えは、その要件が無くなったときは、直ちに取り止めなければならない。遅くとも差押え後3月に、その要件が尚存在しているか否かを審査しなければならない。差押えが継続しているときは、この審査は、最高3月毎に繰り返さなければならない。

### 第29条 差押えの実施(Durchführung der Beschlagnahme)

(1) 事実上の所有者は、要求により、差し押さえられる物品を引き渡さなければならない。

(2) ある物品がある人の事実上の支配下にあるときは、これに対して差押えを宣言し、請書を交付しなければならない。この請書には、差押えの原因及び差し押さえられる物品が記載される。これには、可能な法的救済方法が含まれていなければならない。周囲の状況から、請書を交付することができないときは、請書が交付されない理由を明らかにした調書を作成しなければならない。

(3) 差押えられた物品は、官署に保管(verwahren) されなければならない。物品の性質からしてそれが許されない場合、又は官署の保管が目的に合致しないと考えられる場合には、他の方法で差押えの目的を確保しなければならない。

(4) 差押えられた物品が、官署又は官署の委任を受けた第三者によって保管されるときは、価値の減少を防止しなければならない。ただし、権利者の要求により、第三者に保管が委任された場合を除く。

### 第30条 差押え物品の没収(Einziehung beschlagnahmter Sachen)

差押え物件は、それを還付する事ができなくなったときは、差押えの要件を更新することなく、没収する事ができる。没収は、文書で行われなければならない。

### 第31条 物品の換価(Verwertung von Sachen)

(1) 領置又は差押えられた物品は、次のいずれかの場合には、換価することができる。

1. それが腐敗し、又はその価値が減少するおそれがある場合。
2. それを保存すると異常に高い費用を必要とし、又は保存が極めて困難な場合。

(2) 没収が確定した物品は、換価する事ができる。

(3) 換価される物品に対して権利を有する者は、換価処分の前に、通知を受けるものとする。事情が許す限り、その処分並びに換価の時間及び場所がその者に通知されなければならない。

(4) 物品は、一般競売によって換価される。BGB第979条第1項が準用される。競売が不可能な場合、又は適当ではない場合、その物品は競売なしで売却される。代金は換価された物品の代替物となる。それは、関係者に返却されなければならない。

(5) 換価についての要件が存在するにもかかわらず、換価が不可能な場合には、領置され、差押えられ、又は没収された物品は、廃棄し又は破壊する事ができる。換価の後に差押え又は没収の要件がなお存在する場合も同様とする。第3項を準用する。

### 第32条 費用(Kosten)

(1) 保管並びに換価、破棄又は破壊の費用は、所有者又は事実上の所有者の負担とする。差押えが、所有者その他の処分権者の意思に反して事実上の権能を行使していた者に対して行われるときは、その費用は、その権能を行使していた者の負担とする。

(2) 物品が換価されたときは、保管及び換価の費用は、その代金の内から差し引くことができる。

(3) 物品の受渡しは、保管によって生じた費用を支払った後にすることができる。

### 第33条 特別権限(Besondere Befugnisse)

(1) 連邦国境警備隊は、第2条に基く任務遂行のために必要とする限りにおいて、次の権限を行使することができる。

1. 建物を除く不動産に立入り、通り抜けること。

2. 不動産の所有者及び占有者に対して、境界路を開き、柵に出入り口若しくは通路を設け、又は水路に橋をかけるよう要求すること。

3. 自己の負担において、境界路、出入口、通路又は橋を設けること。

(2) 国境を通過する旅客輸送に従事する交通企業（連邦の交通行政庁を含む。）は、次の義務を負う。

1. 国境を通過する交通に対して警察上の規制を行う官吏が、その施設及び輸送施設に無料で立ち入ることを許容すること。

2. その職務に従事する官吏を、無料で輸送すること。

3. 国境を通過する交通に対して警察上の規制権限を有する官署に、運行計画及び飛行計画を、適宜、通知すること。

4. 第3号に掲げる官署に対して、自らの費用において必要な業務用空間を提供すること。

第1文第1号から第4号は、港湾及び空港の運営者について準用する。

(3) 第2項は、その施設内で連邦国境警備隊が第1条第3号1)及び第2 a条に従って任務を遂行しなければならない空港の運営者及び交通企業（連邦の交通行政庁を含む。）について準用する。

### 第3章 補償(Schadensausgleich)

#### 第34条 補償の要件(Zum Ausgleich verpflichtende Tatbestände)

(1) 次に掲げるいずれかの措置によって損失を受けた者は、それに相当する補償が与えられなければならない。

1. 第16条に基づく措置

2. 第33条第1項を根拠とする措置

身体、健康及び名誉を侵害した場合、又は自由を奪った場合にも、それが財産権の侵害となる場合を除いて、その損害は補償されなければならない。この請求権は、契約により承認され又は訴訟により認められる場合を除き、譲渡することができず、又相続することができない。

(2) 連邦国境警備隊の任務遂行に際して、ある者が次に掲げる事由により損害を受けたときは、第1項を準用する。

1. 違法な措置

2. 無関係の第三者

(3) 損失補償は、次に掲げる事由により損害を受けた者に対しても与えられる。

1. 権限ある官庁の同意の下に、みずから自発的に連邦国境警備隊の任務遂行に協力し、又は物品を提供したもの
2. 第47条第2項に基づいて、補助警察官吏に任命され、かつそれによって損害を受けたもの

### 第35条 補償の範囲(Umfang des Ausgleichs)

- (1) 補償の算定にあたっては、すべての事情、特に侵害の度合、責任の程度、損害の性格及び予見可能性、並びに加害措置によって被害者が得た財産上の利益を考慮しなければならない。
- (2) 被害者の主張すべき事情が損害の発生又は拡大をもたらしたときは、その損害が主として被害者によって生じたものか、それとも官庁によって生じたものか、その程度によって補償の義務及び補償の範囲が決定される。

### 第36条 死亡時の補償(Ausgleich im Todesfall)

- (1) 死亡時は、第35条の範囲内で、葬儀費用を負担する必要がある者に対して補償しなければならない。
- (2) 死亡者が、侵害を受けた際、ある事由により第三者に対する法律上の扶養義務を負い、かつその死亡によりその第三者が扶養を求める権利を奪われるときは、その第三者は、第35条の範囲内で、死亡者が推定生存期間に扶養義務を負うこととなる限りで、その相当額の請求をすることができる。第37条第2項第2文ないし第4文を準用する。この補償は、侵害時に、その第三者が胎児である場合にも、請求することができる。

### 第37条 補償の種類(Art des Ausgleich)

- (1) この補償は、金銭で支払われる。
- (2) 補償の原因となった措置により、生計能力の停止、減少又は扶養を求める権利の必要性の増大、喪失を招いたときは、その補償は年金支給で支払われなければならない。民法典第760条が準用される。重大な事由があるときは、年金に代えて元本の支払いによる補償を請求することができる。この請求は、他の者がその被害者の扶養を保証した際にも、排除されない。

### 第38条 補償請求権の時効(Verjährung des Ausgleichsanspruchs)

補償の請求権は、被害者がその損害及び補償すべき義務者を知った時から3年、それが明らかでない場合には、損害を与えた事実のあった時から30年で時効となる。

### 第39条 その他の賠償請求権(Weitergehende Ersatzansprüche)

その他の賠償請求権、特に職務義務違反(Amtspflichtverletzung)により生じたものは、これにより影響を受けない。

### 第40条 補償義務者・求償権(Ausgleichspflichtiger, Ersatzansprüche)

- (1) 補償義務は、ドイツ連邦共和国が負う。
- (2) ドイツ連邦共和国は、次に掲げるいずれかの場合には、第13条及び第14条に基づく責任を有する者に対して、その費用の求償を求めることができる。
  1. 第34条第1項第1文第1号又は第2項第2号に基づいて、ドイツ連邦共和国が補償を与えたとき
  2. 第15条を根拠に障害を除去し、危険を防止したとき
- (3) 第63条の場合、措置の執行の種類及び方法のみを理由として補償が与えられたときは、ドイツ連邦共和国は、それについて責任を有する団体に対しその費用の求償を求めることができる。

### 第41条 権利救済方法(Rechtsweg)

損害補償請求権については、通常裁判所への出訴の途が与えられる。第40条第2項及び第3項に基づく費用の請求権については、行政裁判所への出訴の途が与えられる。

## 第4章 組織(Organisation)

### 第42条 連邦固有行政(Bundeseigene Verwaltung)

- (1) 連邦国境警備隊は、連邦固有行政を行う。これは、連邦警察であり、連邦内務大臣の指揮に服する。
- (2) 連邦国境警備隊の数量的規模については、予算による。

### 第43条 連邦国境警備官庁(Bundegrenzschutzbehörden)

- (1) 連邦国境警備官庁とは、中級官庁として国境警備監督局(Grenzschutzpräsidenten)及び国境警備管理局(Grenzschutzdirektion)、下級官庁として国境警備署(Grenzschutzamt)及び鉄道警察

署(Bahnpolizeiamt)、並びに国境警備学校(Grenzschutzschule)をいう。

(2) 連邦国境警備官庁の数及び所在地については、連邦内務大臣がこれを決定する。その所在地については、関係ラントの意見を聞いてこれを決定する。

#### 第44条 事項管轄及び地域管轄・追跡(Sachliche und örtliche Zuständigkeit, Nacheile)

(1) 連邦内務大臣は、連邦参議院の同意なしに法規命令により、個々の連邦国境警備官庁の事項管轄及び地域管轄を定める。

(2) 連邦国境警備隊の官吏は、危険が切迫しているときは、自己の所属する連邦国境警備官庁の地域管轄外ですべての権限の職務行為を行うことができる。

(3) 連邦国境警備隊の官吏は、連邦国境警備隊の地域管轄を越えて、逃亡者の追跡を継続し、その逃亡者を捕らえることができる。

#### 第45条 部隊(Verbände und Einheiten)

国境警備監督局は、警察上の個別事務組織を指揮すると共に、部隊を指揮する。特に、次に掲げる場合に部隊を派遣する。

1. 特に国境違反の予防及び防止のための国境警備の執行、ただし、認められた国境通過地点における個別事務上の措置は除く。

2. 密集部隊の派遣が必要な措置、それは、特に次に掲げる場合である。

a) 基本法第35条第2項第2文及び第3項に定める自然災害又は特に重大な災厄事故の際に支援のため

b) 基本法第91条に基づいて、連邦又はラントの存立又は自由な民主的基本秩序に対する切迫した危険を防止するため

c) 基本法第115f条第1項第1号の場合において、その危険の中心で公共の安全と秩序を維持し又は回復するため

#### 第46条 国境通過地点・国境許可(Grenzübergangstellen, Grenzerlaubnis)

(1) 連邦内務大臣は、財政所管大臣の了解の下に、国境通過地点の開設及び廃止を決定する。この決定は、連邦官報に公示する。

(2) 国境警備署は、上級財務管理局の了解の下に、個別の国境通過地点について、その交通の必要性に応じた通過時間を定め、これを国境通過地点に掲示して、公示する。

(3) 国境警備署は、特別の必要性があり、かつ公共の利益を害さない場合には、人又は

人の団体に対し、認められた国境通過地点以外の場所で、又は定められた通過時間以外の時間に国境を通過する許可を与えることができる。この国境許可は、条件を付し、負担を命じ（事後的にも可能）、及び期限を定めることができる。これは、いつでも撤回することができる。

#### 第47条 執行業務・補助警察官吏(Vollzugsdienst, Hilfspolizeibeamte)

(1) 連邦国境警備隊の執行業務の活動は、通常、警察執行官吏がこれを実施しなければならない。

(2) 連邦国境警備隊は、次に掲げるいずれかの任務遂行のために、必要なときは、適当な者を補助警察官吏に任命することができる。

1. 航空の安全に対する危害から保護するため（第1条第3号1)
2. 国境通過交通のコントロールの場合（第2条第2号）
3. 連邦鉄道の鉄道施設の範囲内での危険を防止する場合（第2a条）

(3) 補助警察官吏は、自己に委ねられた任務の範囲内で、連邦国境警備隊の官吏の権限を有する。ただし、連邦執行官吏による公権力行使に際しての直接強制に関する法律(UZwG)第9条ないし第14条に基づく直接強制を行う権限は有しない。

(4) 連邦内務大臣は、警察補助官吏の監督及びその任命について権限ある連邦国境警備官庁を決定する。

#### 第48条 兵役義務者の採用(Heranziehung von Dienstpflichtigen)

(1) 連邦国境警備隊の警察執行官吏の数が、その固有の志願者で充足することができないときは、その不足数を補うために、兵役義務者を使用することができる。

(2) 国境警備職務義務に使用された者（勤務者）は、その職務行使に際しては、連邦国境警備隊の警察執行官吏の権限及び義務を有する。

### 第5章 国境警備職務義務(Grenzschutzdienstpflicht)

#### 第49条 国境警備職務義務に服する者(Der Grenzschutzdienstpflicht unterliegende Personen)

(1) 男子で満18歳に達し、基本法上のドイツ人であるものは、次に掲げるいずれかの場合には、連邦国境警備隊の警察執行職務の義務を課し、それに入隊させることができる。

1. その者が兵役に召集される年次に属し、かつ兵役検査の結果、決定される場合
2. 警察執行官吏として、連邦国境警備隊から除隊している場合

(2) 第1項第1号により義務を負う男子の数、職業及び教養については、連邦内務大臣が、連邦国防大臣の了解の下に、決定する。

(3) 連邦国境警備隊における警察執行職務の義務は、次に掲げる場合には、解除することができる。

1. 連邦国境警備隊の将来の要員充足のために、もはや義務づけによる者の職務提供は必要ではない場合
2. 義務づけによる者が、その者の従来 of 行動に照らして、連邦国境警備隊内の秩序と安全を著しく害すると認められる場合

#### 第50条 国境警備職務義務の開始と終了(Beginn und Ende der Grenzschutzpflicht)

(1) 国境警備職務義務は、義務づけ決定の送達によって開始される。

(2) 次に掲げる場合には、国境警備職務義務は終了する。

1. 士官及び下士官にあっては、その者が満60歳に達したとき
2. それ以外の職務義務者にあっては、その者が満55歳に達したとき、ただし、防衛時には、満60歳に達したとき

(3) 更に、次に掲げる場合にも、国境警備職務義務は終了する。

1. 兵役拒否者としての職務義務が承認されたとき
2. 連邦国境警備隊における警察執行職務の義務を解除する旨の決定が送達されたとき

#### 第51条 国境警備職務義務の内容(Inhalt der Grenzschutzdienstpflicht)

この国境警備職務義務は、国境警備職務を提供する義務の外に、出頭する義務、自己申告する義務、この法律にしたがって教示を受ける義務、及び精神的・身体的資質について身体検査を受ける義務、並びに除隊時又はその後に国境警備職務に使用するために一定の衣類及び器具を受取り、それを保官する義務を含む。

#### 第52条 国境警備職務の種類・予備役(Arten des Grenzschutzdienstes, Reserve)

(1) 国境警備職務義務に基づいて提供すべき職務は、次に掲げるものを含む。

1. 国境警備基本義務
2. 国境警備訓練
3. 防衛時及び基本法第91条の場合、無期限の国境警備職務

(2) 国境警備基本義務を果たした国境警備職務義務者、及び以前の連邦国境警備隊の警

警察執行官吏であって連邦国境警備の警察執行官吏の義務を負うものは、国境警備予備役に編入する。

#### 第53条 権限・手続・適用規定(Zuständigkeit, Verfahren, anwendbare Vorschriften)

(1) 連邦国境警備隊における警察執行職務の義務づけ及び召集は、連邦内務大臣の徴用命令に基づき、地方徴兵事務所が行う。

(2) 以前に連邦国境警備隊における警察執行職務を提供したことがある国境警備職務義務者の召集に先だて、その使用可能性を審査するものとする。その者が、連邦国境警備隊除隊後2年以上経過しているときは聴聞を行い、その者が申請してきたとき、又は健康状態に変化があると認めるときは、改めて医師の検査を行うものとする。

(3) 義務づけ決定及び連邦国境警備隊における警察執行職務の義務づけを解除する決定に対する異議申立及び取消訴訟については、兵役義務法第33条第5項及び第8項並びに第35条第1項を準用する。

(4) その他国境警備職務の義務づけ及び国境警備職務については、この法律が別に定める場合を除き、兵役義務及び兵役に関する規定を準用するものとする。

#### 第54条 国境警備職務関係・宣誓(Grenzschutzdienstverhältnis, Gelöbnis)

(1) 職員（職務提供者）は、特別の種類 of 公法上の職務関係及び忠誠関係に立つ。

(2) その者は、次に掲げるところにより、厳粛な宣誓により自己の義務を誓う。

「私は、ドイツ連邦共和国に誠実に奉仕し、基本法及び私の職務に関するすべての適用される法律を守り、そして私の職務義務を誠実に遂行することを宣誓する。」

#### 第55条 任命官庁・最上級官庁・上級者(Ernennungsbehörde, oberste Dienstbehörde, Vorgesetzte)

(1) 連邦大統領が、予備役の国境警備士官を任命する。その他の職員は、連邦内務大臣が任命する。この権限の行使は、他の官庁に委任することができる。

(2) 職員の最上級職務官庁は、連邦内務大臣である。

(3) 職務上級者とは、その者の下位にある職員の人事に関する職務法上の決定につき権限を有するものをいう。上級者とは、職員の職務活動につき指示を与える者をいう。職務上級者及び上級者となる者は、連邦国境警備隊における警察執行官吏に適用される規定にしたがって決定される。

**第56条 服務義務及び責任(Gehorsamspflicht und Verantwortlichkeit)**

- (1) 職員は、その上級者の職務上の指示に従わなければならない。
- (2) 職員は、その職務行為の適法性について、完全な個人責任を負う。
- (3) 職務上の指示に関して適法性に対する疑念があるときは、職員は遅滞なく自己の直近上級者に主張しなければならない。指示は変更されないときで、その適法性に関し疑義が残っている場合には、その職員は、次近上級者に申し出なければならない。その次近上級者が、その指示を有効と確認したときは、職員は、それが処罰され、秩序違反とならず、又は人間の尊厳を害するものでない限り、自己に課せられた行為を実施しなければならない。その者は、自己の責任を負わない。確認は、要請ある場合には、文書で行われるものとする。
- (4) 直近上級者が、危険が切迫しており、次近上級者の決定を得る時間的余裕がないことを理由として、指示の緊急実施を要求したときも、第3項第3文及び第4文を準用する。
- (5) 上級者が、職員による直接強制の適用を命じたときは、第3項及び第4項に替えて、連邦執行官吏の公権力行使における直接強制に関する法律（U Z w G）第7条第1項ないし第3項を準用するものとする。

**第57条 不服申立(Anträge und Beschwerden)**

- (1) 職員は、異議申立及び審査請求をすることができる。その際、その者は、審級を遵守するものとする。最高職務官庁に至る審査審級が許される。
- (2) 審査請求が、直近上級者に向けられているときは、その審査請求は次近上級者に直接提出することができる。
- (3) 職員は、連邦人事委員会への請願を行うことができる。委員会は連邦官吏法第96条に従って、合議体で決定を行う。その手続については、連邦官吏法第98条第1項第4号及び第5号、第99条ないし第103条の規定を準用する。

**第58条 職務権限・懲戒処分(Dienstvergehen, Disziplinarmaßnahmen)**

職員には、連邦官吏法第77条を準用する。連邦国境警備隊における警察執行官吏に適用される懲戒法上の規定は、次に掲げる基準に従って、その者に適用するものとする。

1. 懲戒処分とは、次に掲げるものをいう。

戒告

過料

職務階級の降級

2. 国境警備隊俸給表は、連邦懲戒規則第7条及び第117条の意味における職階として使用する。過料の執行については、国防懲戒規則第33条第1項、第35条及び第40条第1項を準用する。

3. 職務階級の降級は、正規の懲戒手続においてのみ決定することを要する。その手続においては、同一経歴間の転任に適用される連邦懲戒規則の規定を準用する。

4. 連邦懲戒規則第50条第4項第3文に定める陪席者に替えて、その責任を問われている職員の経歴と同一の職員をあてる。連邦司法大臣は、連邦内務大臣の提案に基づき、その国境警備職務の期間につき、陪席者を任命する。その陪席者は、複数の部についても任命することができる。

#### 第59条 その他の適用規定・国境警備俸給表(Sonstige anwendbare Vorschriften, Grenzschutzsold)

(1) この法律が別に定める場合又は第60条に基づいて定める場合を除き、職員の人事上の法的地位については、兵役義務に従って兵役に従事する兵士の人事上の法的地位に関する規定を準用する。それは、特に、厚生、医療援助、物品購入、扶養保険、労働者の地位の保護、社会保険、失業保険、失業援助、児童手当、旅費、労働時間、休暇及び扶助に関する規定である。

(2) 国防俸給表に替えて、国境警備俸給表を使用する。その位置付けは、備考に付した表を基準とする。

(3) 第1項及び第2項の適用において、連邦国防大臣の語は連邦内務大臣と読み替える。

#### 第60条 職務階級・経歴・配置及び昇級に関する法規命令(Rechtsverordnung über Dienstbezeichnungen, Laufbahnen, Verwendung und Beförderung)

連邦政府は、連邦参議院の同意を不要とする法規命令により、連邦国境警備隊における警察執行官吏に係る職員の職務階級、経歴、配置及び昇級に適用される規則を定める。その際、国境警備予備役に属する者についても、職務階級に指揮に関する規則を定めることができる。

#### 第61条 秩序違反(Ordnungswidrigkeiten)

(1) 国境警備職務義務者として、次に掲げる行為を犯した者は、秩序違反とする。

1. 除隊時又はその後の国境警備職務に使用すると定められた衣類又は器具をうけとらないこと(第51条)

2. 精神的又は身体的資質のための検査を受けないこと(第53条第2項第2文)、又は

### 3. 自己申告の勧告に従わないこと (第51条)

- (2) 秩序違反は、過料によって処罰することができる。
- (3) 秩序違反に関する法律第36条の意味における行政官庁とは、地方徴兵事務所とする。

## 第6章 他の行政による任務の実施(Wahrnehmung von Aufgaben durch andere Verwaltungen)

### 第62条 税関行政(Zollverwaltung)

(1) 連邦内務大臣は、連邦財務所管大臣と共同で、連邦参議院の同意を必要としない法規命令により、次に掲げる任務の実施を税関行政に委任することができる。

1. 個々の国境通過地点における国境通過交通の警察上の規制
2. その他第2条に規定する任務

その場合において、税関行政の官庁が国境警備署に替って、第46条第2項に従って行動する旨を定めることができる。

(2) 税関行政は、個別事案において、次に掲げる場合には、更に第2条に基づく任務遂行のための職務行為を実施することができる。

1. 権限ある連邦国境警備官庁が、それを要請し又はそれに同意したとき
2. 危険が切迫し、かつ権限ある連邦国境警備官庁が必要な措置を適時に採ることができないとき この場合には、権限ある連邦国境警備官庁は、遅滞なく、とられた措置について報告を受けるものとする。

権限ある連邦国境警備官庁が、第1文第1号に基づいて職務行為を要請し又はそれに同意するのは、自己がそれを実施することができない場合又はそれが極めて困難な場合に限る。

(3) 税関行政が、第1項又は第2項に基づいて第2条の任務を遂行するときは、連邦国境警備隊と同じ権限を持つ。税関行政がとった措置は、連邦国境警備隊の措置とみなす。連邦内務大臣及びその委任を受けた連邦国境警備官庁は、その限りで、その税関行政に対する事実上の監督を行う。

### 第63条 ラントの警察(Polizei eines Landes)

(1) 第1条第1号に規定する協定は、連邦内務大臣と関係ラントとの間の文書による合意として定められるものとし、連邦官報に公示されるものとする。この合意の中に、連邦国境警備隊とラント警察との協力が規定されるものとする。

(2) この合意の中に、第46条第2項及び第3項に規定する国境警備署の替りにラント

警察の官庁又は官署が活動する旨を規定することができる。

(3) 更に、ラント警察は、個別事案において、次に掲げる場合には、第1条ないし第6条に基づく連邦国境警備隊の任務遂行のための職務行為を実施することができる。

1. 権限ある連邦国境警備官庁が、それを要請し又はそれに同意したとき
2. 危険が切迫し、かつ権限ある連邦国境警備官庁が必要な措置を適時に採ることができないとき この場合には、権限ある連邦国境警備官庁は、遅滞なく、とられた措置について報告を受けるものとする。

権限ある連邦国境警備官庁が、第1文第1号に基づいて職務行為を要請し又はそれに同意するのは、自己がそれを実施することができない場合又はそれが極めて困難な場合に限る。

(4) ラント警察が、第1項又は第3項に基づく任務を遂行するときは、その権限は、ラント法に従って行使される。

#### 第63a条 ラントの授権の範囲内における連邦国境警備隊の警察執行官吏の職務行為 (Amtshandlungen von Polizeivollzugsbeamten des Bundesgrenzschutzes im Rahmen der Zuständigkeit eines Landes)

連邦国境警備隊の警察執行官吏は、ラント法がそれを認める場合、ラントの授権する範囲内で活動することが許される。

### 第7章 特別事態に関する規定(Vorschriften für besondere Fälle)

#### 第64条 戦闘員の地位(Kombattantenstatus)

(1) 武力紛争の開始に伴って、連邦国境警備隊の国境警備司令部、各部隊及び国境警備学校は、ドイツ連邦共和国の武装部隊の一部となる。第42条第1項第2文は、維持される。

(2) 第1項に規定する官庁、各部隊は、連邦領域に対する武器を伴う軍事手段による攻撃を防止するため、

1. 第1章に規定する任務遂行の機会を離れ、
2. 固有の防衛ののために

編成されるものとする。

第1項によるドイツ連邦共和国の武装部隊への編入は、これによつては影響されない。

#### 第65条 手続規定(Verfahrensvorschriften)

連邦国境警備隊は、防衛時、緊急時、及び基本法第91条第2項の場合、聴聞の関係者と

なること、並びに行政行為に伴う文書による理由付記及び文書による確認は、それが任務遂行に不可欠なときは、停止することができる。

一般への告示を要する行政行為は、その時の事情において可能な形式で告示することができる。それは、告示した日に効力を有する。

#### 第66条 警察力の支配に関する規定(Vorschriften für unterstellte Polizeikräfte)

連邦政府は、基本法第91条第2項に基づき、一つ又は複数のラントの警察力をその指揮下においたときは、第2章及び第3章並びに第65条も、その指揮下におかれた警察力について適用する。

#### 第8章 最終及び委任規定(Schluss- und Übergangsvorschriften)

#### 第67条 税関行政任務の連邦国境警備隊の官吏による実施(Wahrnehmung von Aufgaben der Zollverwaltung durch Beamte des Bundesgrenzschutzes)

(1) 連邦財政所管大臣は、国境を超える旅行通行者の通過を容易にする場合には、連邦内務大臣の同意の下に、個々の国境税関署における税関行政の任務の実施を連邦国境警備隊の官吏に委任することができる。

(2) 連邦国境警備隊の官吏が、第1項の任務を実施するときは、税関行政の官吏と同一の権限を有する。そのとった措置は、税関行政の措置とみなされる。連邦財政所管大臣及びその下の税関官署は、それに対して専門監督を行なう。

#### 第68条 連邦国境警備任務の税関行政の官吏による実施(Wahrnehmung von Aufgaben des Bundesgrenzschutzes durch Beamte der Zollverwaltung)

(1) 連邦内務大臣は、国境を超える旅行通行者の通過を容易にする場合には、連邦財政所管大臣の同意の下に、個々の国境通行署における国境を超える交通の警察上の規制に伴う任務の実施を税関行政の官吏に委任することができる。

(2) 税関行政の官吏が、第1項の任務を実施するときは、連邦国境警備隊の官吏と同一の権限を有する。そのとった措置は、連邦国境警備隊の措置とみなされる。連邦内務大臣、国境警備管理局及び国境警備署は、それに対して専門監督を行なう。

#### 第69条 行政規定(Verwaltungsvorschriften)

連邦内務大臣は、この法律を施行するため、連邦行政の領域において必要な一般的行政規

定を発することができる。

第70条 船舶航行領域における連邦の任務に関する法律の改正 (省略)

第71条 連邦国境警備における職員代表及び経過規定に関する法律の改正 (省略)

第72条 兵役義務法の改正 (省略)

第73条 基本権の制限(Einschränkung von grundrechten)

身体の不可侵（基本法第2条第2項第1文）、人身の自由（基本法第2条第2項第2文）、移転の自由（基本法第11条第1項）及び住居の不可侵（基本法第13条）の基本権は、この法律の基準に従って制限される。

第74条 発効及び旧法の廃止(Inkrafttreten, Ausserkrafttreten bisheriger Gesetze)

(1) 第4条、第44条、第60条、第62条、第63条、及び第67条から第70条までは、この法律の公布の日に施行する。（1972年9月26日、公布）

(2) その他の規定については、この法律は、公布の後7月経過した日に施行する。同時に、次に掲げる法律は、廃止する。

1. 連邦国境警備及び連邦国境警備官庁の設置に関する法律
2. 1956年5月30日の第二の連邦国境警備に関する法律

上記の法律を、ここに公布する。

連邦大統領

連邦首相

連邦内務大臣

## 連邦直接強制法

(連邦執行官吏の公権力行使における直接強制に関する法律)  
Gesetz über den unmittelbaren Zwang bei Ausübung öffentlicher Gewalt  
durch vollzugsbeamte des Bundes(UZwG)  
1961年3月10日制定・1984年12月20日改正

### 第1章 直接強制に関する総則(Allgemeine Vorschriften über den unmittelbaren Zwang)

#### 第1条 法律上の根拠(Rechtliche Grundlagen)

- (1) 連邦の執行官吏は、その職務の適法な執行に際して、直接強制の行使はこの法律の規定に従って行わなければならない。
- (2) 他の法律の規定が、直接強制の行使方法について定めている場合には、その規定による。

#### 第2条 概念の定義(Begriffsbestimmungen)

- (1) 直接強制とは、身体又は財産に対して行う物理力、その補助手段及び武器による作用をいう。
- (2) 物理力とは、身体又は財産に対する直接的な作用をいう。
- (3) 物理力の補助手段とは、拘束具、放水機器、技術的妨害物、業務用犬及び業務用乗物をいう。
- (4) 武器とは、職務に使用される打撃用及び射撃用の武器、刺激物質及び爆発物質をいう。

#### 第3条 基本権の制約(Einschränkung von Grundrechten)

公権力の行使で適法な直接強制が行使された場合に、ドイツ連邦共和国基本法第2条第2項第1文及び第2文並びに第13条第1項で保障されている生命、身体の不可侵、人身の自由及び住居の不可侵についての基本権は制約される。

#### 第4条 比例性の原則(Grundsatz der Verhältnismäßigkeit)

- (1) 執行官吏は、直接強制の行使に際しては、複数の可能かつ適切な措置のうち、個人及び一般公衆を侵害することの最も少ない措置をとらなければならない。
- (2) 直接強制の措置によって生じると考えられる損害は、その予期される結果に比べて、明かに均衡を失してはならない。

#### 第5条 負傷者に対する援助(Hilfeleistung für Verletzte)

直接強制が行使された場合において、負傷者は、必要かつ可能な限り援助が与えられ、医師による救護が与えられなければならない。

#### 第6条 連邦の執行官吏(Vollzugsbeamte des Bundes)

この法律において、連邦の執行官吏とは、次に掲げるものをいう。

1. 連邦の警察執行官吏（1960年7月19日の連邦警察官吏法第1条）
2. 連邦国境事務（国境監視事務及び国境検査手続事務）、関税査察事務、警備及び護衛事務に従事する官吏、並びにその他執行任務を与えられた連邦財務官庁の官吏
3. 鉄道警察の権限を有するドイツ連邦鉄道の官吏
4. 河川及び船舶航行警察の権限を有する連邦水及び船舶航行行政の官吏
5. 航空監視の権限を有する連邦航空保安局の官吏
6. 連邦の貨物遠距離輸送局の官吏、ただし、その者が1952年10月17日の貨物自動車法第54条以下に基づく捜査任務を有する場合に限る。
7. 執行及び秩序任務を有する連邦裁判所及び連邦司法行政官庁の官吏
8. その他の者であって、権限ある連邦官庁から第1号から第7号に掲げる官吏に付与された任務を与えられたもの
9. 連邦官庁の職務に服する者であって、その活動にあたり執行業務を行うときに、刑事訴追又は秩序違反法上の秩序違反の訴追の任務を有するもの

#### 第7条 命令に基づく行為(Handeln auf Anordnung)

- (1) 執行官吏は、執行業務において、その上官その他権限を有する者が命令したときは、直接強制を行使する義務を負う。
- (2) 命令は、それに従うことにより犯罪行為を犯すこととなるときは、それに従うことを要しない。にもかかわらず、執行官吏が命令に従うときは、それにより犯罪行為を犯すことを認識し、かつそれが周囲の状況から明らかな場合に限り、当該官吏は責任を負う。
- (3) 命令の違法性に関する疑義あるときは、執行官吏は、事情が許す限り、命令者にそれを申し出なければならない。
- (4) 連邦官吏法（1971年7月17日公布）第56条第2項及び第3項は適用しない。

### 第2章 拘束並びに射撃用武器及び爆発物の使用に関する特別規定(Besondere Vorschriften für Fesselung und Gebrauch von Schusswaffen und Explosivmitteln)

#### 第8条 身体の拘束(Fesselung von Personen)

執行官吏の留置の下にある者は、次に掲げる場合には、これを拘束することができる。

1. その者が、執行官吏若しくは第三者を攻撃するおそれがある場合、又はそのものが抵抗する場合
2. その者が逃走しようとする場合、又はすべての事実（特に、個人的事情及び逃走を妨げる事情）を考慮して、そのものが留置を逃れるおそれがある場合
3. 自殺のおそれがある場合

#### 第9条 射撃用武器を使用する資格者(Zum Gebrauch von Schusswaffen Berechtigte)

直接強制の行使にあたり、次に掲げる者に限り、射撃用武器の使用が許される。

1. 連邦の警察執行官吏（1960年7月19日の連邦警察官吏法第1条）
2. 国境監視事務に従事する官吏及び国境検査事務に従事する官吏（ただし、当該官吏が国境監視事務に従事する場合に限る）、関税査察事務、警備及び護衛事務に従事する官吏

3. 中央鉄道警察の官吏
4. 連邦交通大臣の通達により、河川及び船舶航行警察の権限を有する連邦水及び船舶航行行政の官吏
5. 連邦交通大臣の通達により、航空監視の権限を有する連邦航空保安局の官吏
6. 執行及び秩序任務を有する連邦裁判所及び連邦司法行政官庁の官吏
7. その他の者であって、権限ある連邦官庁から第1号から第6号に掲げる官吏に付与される任務を与えられたもの
8. 連邦官庁の職務に服する者であって、その活動にあたり執行業務を行うときに、刑事訴追の任務を有するもの。

### 第10条 身体に対する射撃用武器の使用(Schußwaffengebrauch gegen Personen)

- (1) 射撃用武器は、次に掲げる目的に限り、身体に対して使用することができる。
1. 状況からみて、次に掲げるいずれかの犯罪となる違法行為がまさに行われるようとするものを防止し、またはその続行を防止すること
    - a) 重罪
    - b) 軽罪 ただし、射撃用武器又は爆発物を使用又は携帯して犯されるものに限る。
  2. 次に掲げるいずれかに該当する場合に、逃走して逮捕又は人物確認を免れようとする者を取り押さえること
    - a) 違法行為において現行犯であり、その犯罪が状況から見て重罪又は軽罪（ただし、射撃用武器又は爆発物を使用し又は携帯して犯されるものに限る）である場合
    - b) 重罪の容疑が濃厚である場合
    - c) 軽罪の容疑が濃厚であり、その者が射撃用武器又は爆発物を使用するおそれにつき十分な証拠がある場合
  3. 次に掲げるいずれかの理由のために、留置中の者又は留置されていた者の逃走を防止し、又は再拘束すること
    - a) 犯罪行為に対する自由刑（拘留を除く）に服役させるため
    - b) 保安監置の観察の執行のため
    - c) 重罪の容疑が濃厚であること
    - d) 裁判官の勾留命令に基づく場合
    - e) その他軽罪の容疑が濃厚であること ただし、その者が射撃用武器又は爆発物を使用するおそれがある場合に限る。
  4. 在監者又は次に掲げる観察を命じられた者を、暴力によりその拘束から解放しようとする者に対抗すること
    - a) 保安監置（刑法典第66条）
    - b) 精神病院（刑法典第63条、刑事訴訟法第126a条）
    - c) 教育施設（刑法典第64条、刑事訴訟法第126a条）
- (2) 射撃用武器を人の集団に向けて使用することができるのは、当該集団又はその一部が暴力行為を犯し、又はまさに関与しているときであって、個々人に対する強制措置では目的を達成することができないか、又は明かに効果がないと認められる場合に限る。
- (3) 他の法律の規定に基づく射撃用武器の使用に関する権限は、その規定の定めるところによる。

**第11条 国境事務における射撃用武器の使用(Schußwaffengebrauch im Grenzdienst)**

(1) 第9条第1号、第2号、第7号及び第8号に掲げる執行官吏は、国境事務においても、逃走して停止命令又は身体若しくは乗物及び物件の検査命令を免れようとする者に対しても、射撃用武器を使用することができる。口頭による命令が理解されないと認めるときは、これに代えて警告射撃を行うことができる。

(2) 国境事務に関連して第1項に掲げる者に委任された連邦及びラントの任務遂行については、国境事務とみなす。

**第12条 射撃用武器に関する特別規定(Besondere Vorschriften für den Schußwaffengebrauch)**

(1) 射撃用武器を使用することができるのは、他の直接強制の措置の効果がないか、又は明かに効果がないと認められる場合に限る。身体に対する使用が許されるのは、物件に対する武器の使用では目的が達成されない場合に限る。

(2) 射撃用武器の使用目的は、攻撃及び逃走を阻止することに限られる。執行官吏が、射撃用武器の使用により第三者に危険を及ぼす蓋然性が高いと認めるときは、発砲は禁止される。ただし、人の集団に干渉(第10条第2項)において、他に方法がない場合はこの限りでない。

(3) 外見上、幼年期にあると認められる者に対して、射撃用武器を使用してはならない。

**第13条 警告(Androhung)**

(1) 射撃用武器の使用にあたっては、これを警告しなければならない。警告として、警告射撃の使用も認められる。人の集団に対する警告は、繰り返して行われなければならない。

(2) 人の集団に対する放水器及び業務用乗物の使用は、これを警告しなければならない。

**第14条 爆発物(Explosivmittel)**

爆発物の使用については、第9条から第13条までの規定を準用する。

**第3章 最終規定 (Schlußvorschriften)****第15条 緊急事態(Notstandsfall)**

(1) 連邦政府が、基本法第91条第2項に基づいて、1又は2以上のラント警察をその指揮下におくときは、指揮下にある当該警察力に対しても、この法律が適用される。

(2) 第1項の規定は、ベルリンにおいては適用しない。

**第16条 官吏法の基本規定(Beamtenrechtliche Rahmenvorschrift)**

各ラントの執行官吏については、この法律第7条に定める原則に相当する規律をラント法により定めることができる。

**第17条 ベルリンにおける執行官吏(Vollzugsbeamte im Land Berlin)**

1957年4月26日のベルリンの個別行政部門に勤務する者の法律関係を規律する法律に服する執行官吏に対しては、この法律を準用する。

**第18条 行政規則(Verwaltungsvorschriften)**

この法律に関する一般行政規則は、連邦内務大臣が自己の所掌領域についてこれを制定し、他の連邦大臣は、自己の所掌領域について連邦内務大臣と協議してこれを制定する。

**第19条 ベルリン条項(Berlin-Klausel)**

この法律は、1952年1月4日の第三移行法第13条第1項の基準に従って、ベルリンにも適用される。

**第20条 施行(Inkrafttreten)**

- (1) この法律は、1961年4月1日から施行する。
- (2) 1921年7月2日の帝国財務行政の国境監視職員の武器使用に関する法律は、同時に効力を失う。

調査日程（平成4年度海外調査—ドイツ連邦共和国）

期日 1992. 9.21～9.25

調査先

ドイツ連邦運輸省海上交通局

海上交通法課長	Axel Werbke
上級法律顧問	Peter Escherich

(住所)

Bundesministerium für Verkehr  
Robert-Schuman-Platz 1  
5300 Bonn 2

ドイツ連邦内務省 国境警備隊海上部隊司令部

司令官	Siegfried Gehrke
	Wolfgang Dreyer
	Peter Bär
ノイシュタット号船長	Bernd Dombrowski
(BG11) 第一士官	Holger Mühlstein

(住所)

1365 See  
Wieksberg Str. 54/0  
2430 Neustadt i. Holstein

〔海洋法条約検討委員会〕

(委員長)上智大学教授 山本草二

神戸学院大学教授 林久茂

成蹊大学教授 広部和也

東京大学教授 落合誠一

慶応義塾大学教授 安富潔

横浜国立大学教授 田中利幸

海上保安大学校教授 村上暦造

海上保安庁警備救難部 参事官 垂水正大

海上保安庁総務部 政務課長 小倉照雄

海上保安庁総務部 国際課長 大藪讓治

海上保安庁警備救難部 管理課長 赤石憲二

海上保安庁警備救難部 警備第一課長 野崎典重

海上保安庁警備救難部 警備第二課長 陶山高志

海上保安庁警備救難部 海上公害課長 田島邦雄

海上保安庁警備救難部 航行安全課長 谷口克己

海上保安庁水路部 監理課長 友兼郁夫

「国連海洋法条約に関する国内体制の調査研究事業」事業報告書

新海洋秩序と海上保安法制

— 海外調査報告(ドイツ国境警備と海洋法) —

平成6年3月発行

編集発行 財団法人海上保安協会